# 平元28年是

# 保健・個社・医療・子育で支援の概要



津山市環境福祉部・こども保健部

目 次

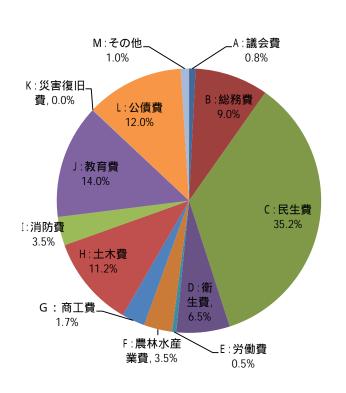
津	山	市	の		概		要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			1
生	活	福	祉		課																			
	援護	関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			5
	会館	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			6
	生活	保護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	0
	民生	委員	•	児	童	委	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	2
	生活	困窮	者	自	立	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
障	害	福	祉		課																			
	身体	障害	者	(			福	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	4
	知的	障害	者	(	児	)	福	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	0
	精神	障害	者	福	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	3
	人に	やさ	b	١J	ま	ち	づ	<	IJ	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	6
		備園		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	0
高	龄		護		課																			
		者福			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		3	2
		わ園	-	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	8
		保険		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			9
保	<u>/ K</u>	年	金		課																			
1411		· 健康				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		4	8
		年金		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			0
こ	<u>ت </u>	<u>・                                    </u>	課																					
		<del>て</del> 支			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		6	7
		後児			ラ	ブ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		6	8
		前教						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		6	
	児童		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•	•		7	1
		福祉		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		7	3
		・父・・		乃	7 Ñ	宣	婦	福	补	•		•	•	•	•	•		•		•	•			2
	_	福祉		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•			4
		保育			•		•	•		•					•			•		•				6
		幼稚			•		•	•		•					•			•		•				7
نع -	<u>::</u> :も子			訟	室																		Ŭ	•
		<del>「」</del> 相談		•	•	•	•	•		•					•			•		•			8	8
健	<u>况工</u> 康	<u>増</u>	進		課																		Ŭ	Ū
i~-		医療		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•	•		8	9
		指導			•		•	•		•					•			•		•			9	_
		委員		栄	春	委	昌	•	•	•		•	•	•	•	•				•	•		9	_
		療育						•	•	•		•	•	•	•	•				•	•	1	0	0
차수	福祉				•	<b>灬</b>	•										•					1	0	3
-	福祉				耒		•	•		•										•		1	_	5
-	者人					•	•		•	•			•	•	•	•		•	•		•	1	1	1
	市児					秄			•	•			•	•	•	•		•	•		•	1	1	2
	iii元 :関係							丰	•	•		•				•					•	1	1	3
	.医原 :関係			1里	ניני		見•	1X •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	5
ΤΗΤЩ	ᆡᄎᆡᅏ	1及1円		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 1	- 1	J

# 津 山 市 の 概 要

市政施行	昭和4年2月11日	議員定数	28人
総面積	506.36 k m²	民生委員・児童委員数	283人
世帯 (H28.4.1現在)	44,713世帯	愛育・栄養委員	1,050人
人口(H28.4.1現在)	103,150人		
男	49,245人	中成27年度 当初予算一般会計	49,345,000千円
女	53,905人	ヨカリ 」゙舁一放云記   (歳出)	49,345,000 <del>-</del>
人口密度	203.7人	( )	

# 一般会計歳出予算(H28年度当初)

(単位:千円)



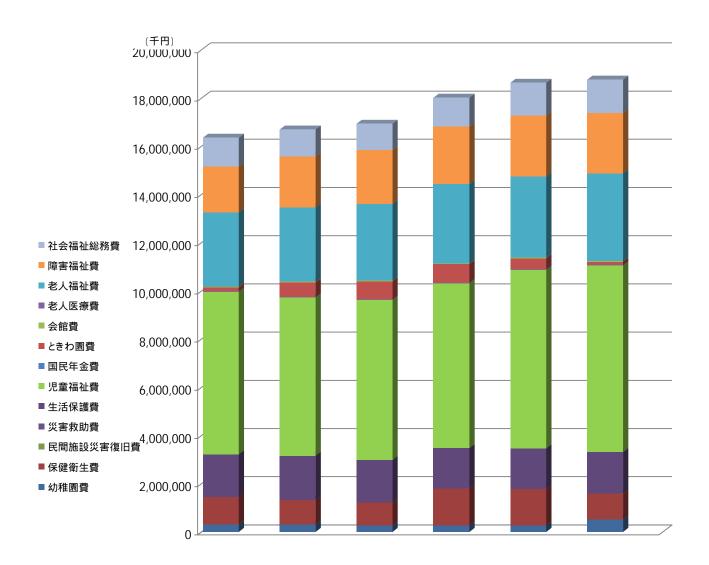
予算額	比率
392,234	0.8%
4,438,273	9.0%
17,382,886	35.2%
3,213,672	6.5%
262,859	0.5%
1,702,743	3.5%
1,398,375	2.8%
5,519,515	11.2%
1,720,046	3.5%
6,899,305	14.0%
14,500	0.0%
5,898,351	12.0%
502,241	1.0%
49,345,000	100.0%
	392,234 4,438,273 17,382,886 3,213,672 262,859 1,702,743 1,398,375 5,519,515 1,720,046 6,899,305 14,500 5,898,351 502,241

# 一般会計歳出予算[関連部分](H28年度当初)

L:幼稚園費 K:保健衛生 2.8% 費, 5.7%. A:社会 」:災害救助\_ 福祉総 費, 0.1% 務費, 1:生活保護費 7.4% 9.2% B:障害者福 祉費,13.4% C:老人福祉 費, 19.4% H:児童福祉 D.老人医療 費, 41.2% 費,0.0% \_E:会館費 0.1% \_F:ときわ園費 0.8% G:国民年金 費, 0.1%

	(単位	:十円)
費目	予算額	比率
A:社会福祉総務費	1,380,745	7.4%
B:障害者福祉費	2,511,627	13.4%
C:老人福祉費	3,634,525	19.4%
D:老人医療費	0	0.0%
E:会館費	25,273	0.1%
F:ときわ園費	141,549	0.8%
G:国民年金費	18,391	0.1%
H:児童福祉費	7,736,175	41.2%
I:生活保護費	1,718,293	9.2%
J:災害救助費	9,500	0.1%
K:保健衛生費	1,072,527	5.7%
L:幼稚園費	517,753	2.8%
合 計	18,766,358	100.0%

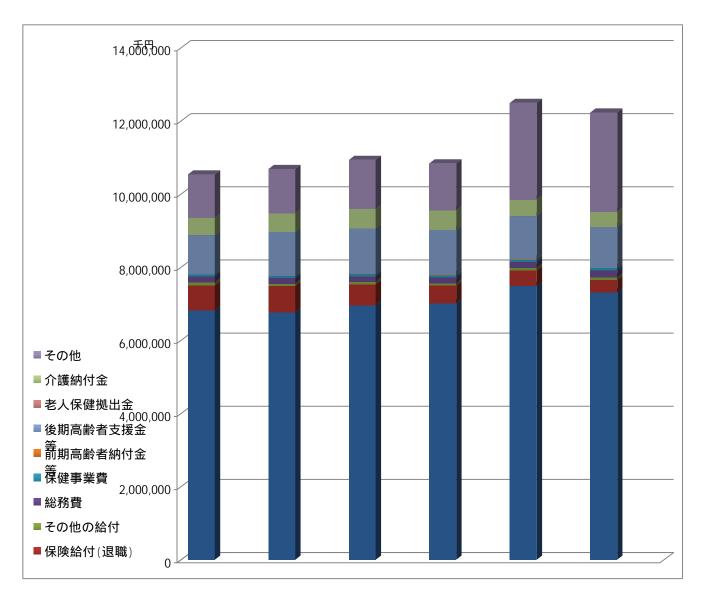
# 保健・福祉・医療関係一般会計歳出額(年度別)



(単位:千円)

	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (当初予算)
幼稚園費	318,568	304,370	271,385	266,665	269,597	517,753
保健衛生費	1,131,009	1,026,045	944,692	1,550,265	1,516,898	1,072,527
民間施設災害復旧費	0	0	0	0	0	0
災害救助費	0	0	0	293	0	9,500
生活保護費	1,774,160	1,831,644	1,775,690	1,664,833	1,686,642	1,718,293
児童福祉費	6,731,257	6,561,086	6,629,173	6,829,601	7,398,111	7,736,175
国民年金費	18,093	18,753	17,585	20,912	18,596	18,391
ときわ園費	172,476	618,432	758,416	777,602	473,421	141,549
会館費	30,243	29,468	29,057	29,283	27,827	25,273
老人医療費	248	901	1	1	0	0
老人福祉費	3,069,589	3,062,071	3,188,405	3,299,187	3,360,829	3,634,525
障害福祉費	1,901,228	2,129,922	2,230,187	2,374,210	2,529,139	2,511,627
社会福祉総務費	1,209,262	1,112,320	1,087,123	1,200,032	1,351,271	1,380,745

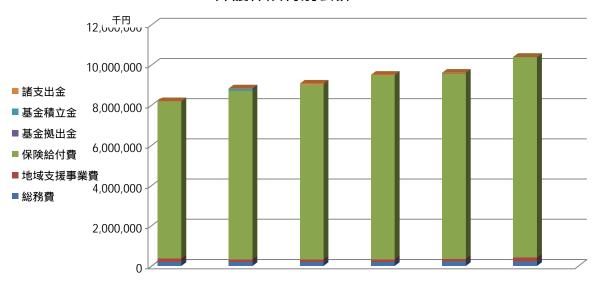
# 国民健康保険特別会計



(単位:千円)

	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (当初予算)
保険給付(一般)	6,825,331	6,770,891	6,956,475	7,012,773	7,482,288	7,312,497
保険給付(退職)	678,250	715,948	577,657	489,244	431,652	338,221
その他の給付	75,198	64,841	68,850	57,668	71,306	73,909
総務費	174,737	153,312	148,895	167,371	163,830	178,025
保健事業費	52,069	51,662	53,585	55,933	58,577	79,497
前期高齢者納付金等	3,178	1,289	1,283	965	796	543
後期高齢者支援金等	1,070,966	1,213,590	1,254,769	1,237,017	1,192,728	1,119,966
老人保健拠出金	72	67	54	50	50	174
介護納付金	467,706	506,321	536,124	532,135	448,901	415,920
その他	1,189,922	1,205,930	1,334,775	1,284,435	2,642,562	2,714,165

# 介護保険特別会計



(単位:千円)

	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (当初予算)
総務費	222,568	202,026	203,438	219,628	227,719	240,907
地域支援事業費	150,471	134,766	128,422	125,880	130,547	179,966
保険給付費	7,801,301	8,383,606	8,685,302	9,125,913	9,203,259	9,966,140
基金拠出金	0	0	0	0	0	
基金積立金	817	83,001	1,138	914	952	166
諸支出金	19,778	27,256	50,042	38,780	48,368	3,995

# 援 護 関 係

# 戦没者遺族・戦傷病者援護事務

戦没者の遺族及び戦傷病者に対して、恩給法や戦傷病者・戦没者遺族等援護法に基づき、公務扶助料遺族年金など、戦没者の妻、父母等に対する特別給付金及び特別弔慰金の支給申請の受付、さらに毎年秋には津山市戦没者追悼式を執り行っている。

# 法外援護事務

# 行旅人等旅費援助事務

行旅人に対しては、最寄りの市までを限度としての旅費援助等を行っている。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
取扱件数	11 件	7 件	7 件	9 件	11 件

# 火災見舞い事務

火災による被災者に対しては、全焼2万円、半焼1万円の火災見舞金を支給している。

(なお、火災による死亡者に対しては、弔慰金として5万円を支給)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
00 to /4 *6	18件	9件	12件	3件	4件
取扱件数	(内支所1件)	(内支所3件)	(内支所3件)	(内支所0件)	(内支所1件)

### 災害援護資金貸付

災害救助法適用の災害時においては、被災者に対して最高限度額350万円の災害援 護資金の貸し付けを行っている。

- ・平成10年10月18日台風10号災害 貸付件数 143件 貸付額 2億340万円
- ・平成14年度より償還開始

# 日本赤十字社関係

日赤岡山県支部津山市地区の事務局として、日赤津山奉仕団と連携し、日赤社費の募集や 災害時における義援金等の受付事務を行っている。

### (1) 日赤社費集約状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
社費集約状況	12,547,300	12,292,000	11,909,000	11,653,700	11,274,400

(単位:円)

### (2) 日赤社員数

×	<b>三</b> 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
社	員 数	13,498人	13,252人	12,859人	12,662人	12,261人

# 福岡会館・公郷会館・加茂中原会館・柳会館・大久保会館

津山市福岡会館・津山市公郷会館・津山市加茂中原会館・津山市柳会館・津山市大久保会館は、隣保館として地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行なうことを目的としています。会館の事業としては、人権、生活、福祉、教育等の各種相談事業、及び啓発広報事業、図書閲覧・貸出事業。料理教室、工作教室、健康体操教室、交通安全教室等の教育文化事業等です。また町内会や子ども会を始め、生け花やカラオケの自主グループ活動、各種の会議や集いの場として利用され、地域の方々に広く活用されています。

# 津山市福岡会館

所 在 地 津山市横山1232-1 (昭和35年6月1日開館)

敷地面積 1,875.00㎡ 建築延面積 349.90㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建

電 話 22-2828(FAX兼用)

# 津山市公郷会館

所 在 地 津山市加茂町公郷1604-7(昭和57年4月1日開館)

敷地面積 1,097.00㎡ 建築延面積 263.78㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建

電 話 42-3269(FAX兼用)

### 津山市加茂中原会館

所 在 地 津山市加茂町中原87-1 (昭和57年4月1日開館)

敷地面積 2.671.00㎡ 建築延面積 243.44㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建

電 話 42-3224(FAX兼用)

### 津山市柳会館

所 在 地 津山市南方中556-2 (昭和56年4月1日開館)

敷地面積 365.37㎡ 建築延面積 277.64㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建

電 話 57-2474(FAX兼用)

# 津山市大久保会館

所 在 地 津山市久米川南2902-1 (昭和46年4月1日開館)

敷地面積 585.65㎡ 建築延面積 326.50㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建

電 話 57-2351(FAX兼用)

# 会館別事業実施回数及び人員

# 津山市福岡会館

事業名	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
±□ ±//	回数(回)	6 2	8 7	2 1	2 2	7 5
相談	人員(人)	6 2	8 7	2 1	2 2	7 5
啓発	回数(回)	2 1	3 1	1 4	2 0	3 1
広報	人員(人)	2,299	3,789	3,166	3,133	3,976
教養	回数(回)	167	164	1 2 2	1 3 0	1 8 1
文化	人員(人)	2,705	2,730	1,888	1,975	1,818
保健衛	回数(回)	7 8	7 9	9 3	8 3	1 9 2
生福祉	人員(人)	1,005	1,096	1,222	1 , 1 1 4	3,395
図書	回数(回)	184	2 2 3	9 4	1 3 8	2 2 9
閲覧等	人員(人)	184	2 2 3	9 4	1 3 8	2 2 9
会議室	回数(回)	1 0 2	8 9	1 4 8	9 8	1 1 4
利用	人員(人)	2,918	5,175	3,453	1,714	2,685
A+1	回数(回)	6 1 4	673	492	4 9 1	8 2 2
合計	人員(人)	9,173	13,100	9,844	8,096	12,178

# 津山市加茂中原会館

事業名	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 2 7 年度
I D + de	回数(回)	2 5	2 0	2 5	2 5	4 3
相談	人員(人)	2 5	2 0	2 5	2 5	4 3
啓発	回数(回)	1 8	1 9	1 5	2 1	1 5
広報	人員(人)	1,700	1,794	1 , 7 4 0	1,798	1,700
教養	回数(回)	4 1 1	5 8 0	4 1 8	4 0 5	5 0 8
文化	人員(人)	3 , 1 4 0	4,233	3 , 1 1 0	3,137	4,038
保健衛	回数(回)	7	7	8	8	1 4
生福祉	人員(人)	179	179	1 5 7	1 3 7	1 5 8
図書	回数(回)	4 0	4 0	5 0	5 0	5 0
閲覧等	人員(人)	4 0	4 0	5 0	5 0	5 0
会議室	回数(回)	1 6	1 2	2 4 3	2 5	1 2
利用	人員(人)	279	170	2,633	4 0 4	2 2 9
A+1	回数(回)	5 1 7	6 7 8	7 5 9	5 3 4	6 4 2
合計	人員(人)	5,363	6,436	7,715	5 , 5 5 1	6,218

# 津山市公郷会館

事業名	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 2 7 年度
10 ±11	回数(回)	3 8	3 1	8	7	1 8
相談	人員(人)	3 8	3 1	8	7	1 8
啓発	回数(回)	1 3	2 0	1 4	2 5	1 8
広報	人員(人)	1,700	1,700	1,700	1,785	1,770
教養	回数(回)	3 9 3	3 7 2	4 8 8	4 5 0	2 5 1
文化	人員(人)	2,419	2,182	2,394	2,576	1,460
保健衛	回数(回)	1	0	1 6	6	5 0
生福祉	人員(人)	2 0	0	203	7 5	4 3 1
図書	回数(回)	6 0	0	2 0	5 5	5
閲覧等	人員(人)	6 0	0	2 0	5 5	5
会議室	回数(回)	4	8	2 0	9	2
利用	人員(人)	6 0	8 4	2 1 4	1 2 1	2 6
	回数(回)	5 0 9	4 3 1	5 6 6	5 5 2	3 4 4
合計	人員(人)	4,297	3,997	4,539	4,619	3,710

# 津山市大久保会館

事業名	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
10 ±11	回数(回)	6	6	7	6	1 0
相談	人員(人)	6	6	7	6	1 0
啓発	回数(回)	5 7	5 3	3 9	5 3	6 2
広報	人員(人)	2,350	2,350	2,400	2,350	2,300
教養	回数(回)	8 7	9 1	1 2 9	1 3 7	4 0
文化	人員(人)	1,001	8 5 0	1,093	1,219	5 7 1
保健衛	回数(回)	1 1	1 0	9	5	8
生福祉	人員(人)	1 3 6	1 1 1	5 9	6 1	8 9
図書	回数(回)	7	7	1 0	8	5
閲覧等	人員(人)	7	7	1 0	8	5
会議室	回数(回)	2 1	1 0	2 8	2 7	1 3
利用	人員(人)	193	1 1 2	2 1 8	2 6 1	1 7 7
A+1	回数(回)	189	177	2 2 2	2 3 6	1 3 8
合計	人員(人)	3,693	3,436	3 , 7 8 7	3,905	3 , 1 5 2

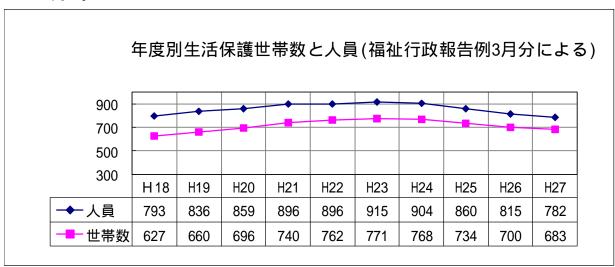
# 津山市柳会館

	<u>年</u> 山1717公阳					
事業名	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
In the	回数(回)	6	7	8	4	1 3
相談	人員(人)	6	7	8	4	1 3
啓発	回数(回)	1 8	2 0	1 3	1 5	1 6
広報	人員(人)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
教養	回数(回)	1 0 2	1 0 9	1 3 4	1 0 9	1 3 0
文化	人員(人)	1,086	1,088	1,208	1,157	1,308
保健衛	回数(回)	6	3	1 8	3 4	5
生福祉	人員(人)	8 2	2 2	5 4	3 6	3 2
図書	回数(回)	4	3	2	2	4
閲覧等	人員(人)	4	3	2	2	4
会議室	回数(回)	6 4	5 1	7 6	4 6	3 2
利用	人員(人)	1,137	762	8 4 1	5 6 5	3 2 2
A+1	回数(回)	2 0 0	1 9 3	2 5 1	2 1 0	200
合計	人員(人)	4,715	4,282	4,513	4,164	4,079

# 生 活 保 護

生活保護法は、憲法第25条の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業および葬祭の8種類の扶助がある。その費用は国が75%、市が25%を負担している。保護の基準は厚生労働大臣が定めるが、年齢、世帯構成および地域により異なっており、津山市における標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)の平成28度の最低生活費基準額は、生活費が131,660円、住宅費が40,000円(上限)の合計171,660円である。

本市の保護率は、平成7年度から平成10年度まで4%台を推移し、平成11年度以降、医療保険制度の改正や介護保険制度の開始など社会保障関係費用における負担増、長引く景気低迷に起因する世帯収入の減少などを背景に保護率は6%台となった。平成17年2月28日には近隣4町村(加茂町、阿波村、勝北町、久米町)との合併に伴い、被保護世帯が約70世帯増加し、保護率は6.46%となった。さらに、平成20年のリーマンショック以降、景気悪化により保護申請・開始件数が急増し、特に稼働能力のある生活保護受給者が増加し、平成24年度に8.53%となった。その後は景気改善の兆しも見られ、平成27年度末の保護率は7.58%となっている。医療扶助については扶助費全体のほぼ6割を占めており、医療扶助の比重は依然として高い。

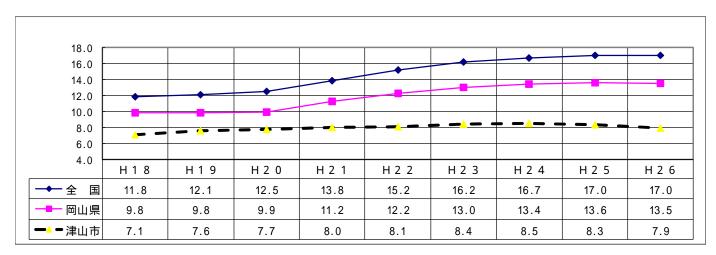


# 扶助別保護費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生活扶助	(30.7%)	(28.8%)	(29.6%)	(29.4%)
土冶沃助	451,479	423,069	410,560	403,931
住宅扶助	(9.1%)	(8.8%)	(9.0%)	(8.9%)
住七沃助	134,190	129,173	124,200	122,061
医療扶助	(57.2%)	(59.7%)	(58.9%)	(59.3%)
<b>达</b> 惊扶助	840,464	876,292	815,962	815,301
その他の扶助	(3.0%)	(2.7%)	(2.5%)	(2.4%)
その他の決助	44,360	38,809	34,079	33,970
合 計	1,470,493	1,467,343	1,384,801	1,375,263
対前年比	97.9%	99.8%	94.4%	99.3%

# 津山市・岡山県・全国の保護率の推移



### 県下都市保護率(平成28年3月)

	ポトルルは十(十/3,20十0万 <i>)</i>				
D	☑ 分		保護率(‰)		
岡	Щ	市	19.5		
倉	敷	市	15.0		
津	Ц	市	7.6		
玉	野	市	14.0		
笠	岡	市	8.8		
井	原	市	5.7		
総	社	市	6.9		
高	梁	市	9.8		
新	見	市	7.0		
備	前	市	6.8		
瀬	戸内	市	2.5		
赤	磐	市	2.7		
真	庭	市	6.7		
美	作	市	8.1		
浅	П	市	4.0		
都	市	部	14.1		
郡		部	6.5		
県	全	体	13.6		
/□ ≛# <del>√</del>	/ >th /口 =	.# I 🗀	I = \		

# 保護率 = (被保護人員÷人口) × 1,000

### 津山市の保護開始理由別世帯数(平成27年度)

产山中少体暖所加连山沙巴市奴(干成27千段)				
世帯主の傷病	26			
事業不振・倒産	1			
収入等の減少・喪失	22			
失業	3			
手持ち金の減少	32			
その他	17			
他管内からの転入	10			
計	111			

# 全国保護率の状況(平成25年度)

区分	保護率(‰)
全 国	17.0
最高(北海道)	24.8
最低(富山県)	2.7

# 全国平均の保護動向

,	
年 度	保護率(‰)
平成 15 :	年度 10.5
平成 16 :	年度 11.1
平成 17 :	年度 11.7
平成 18 :	年度 11.8
平成 19 :	年度 12.1
平成 20 :	年度 12.5
平成 21 :	年度 13.8
平成 22 :	年度 15.2
平成 23 :	年度 16.2
平成 24 :	年度 16.7
平成 25 :	年度 17.0
平成 26 :	年度 17.0

### 津山市の保護廃止理由別世帯数(平成26年度)

7年出 17 57				
傷病治癒	0			
収入の増加	18			
死亡・失踪	38			
引き取り扶養・働き手の転入	3			
施設入所	18			
その他	45			
他管内へ転出	5			
計	127			

# 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に被保護者の自立更生、低所得世帯の援護や指導、福祉関係機関の協力を責務としている。同時に、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員に充てられたものとされ、児童福祉の分野においても重要な役割を果たしている。平成6年からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度が設けられ、特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどのパイプ役としての役割をもっています。

津山市では現在255名(定員258人)の民生委員・児童委員と、25名の主任児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受けており、その活動状況は次のとおりである。

民生委員・児童委員の活動状況

(平成27年度 単位:件)

内 容 別 相 談・支 援 件 数					
X	分	件数	X	分	件数
在宅福祉		1,303	介護保険		471
健康・保健医療		675	子育て・母子保健		235
子どもの地域生活		1,613	子どもの教育・学校	生活	692
生活費		235	年金・保険		194
仕事		115	家族関係		432
住居		225	生活環境		613
日常的な支援		4,049	その他		1,971
	分 野	別相談	・支 援 件 数		
X	分	件数	X	分	件数
高齢者に関すること		7,282	障害者に関すること		695
子どもに関すること		2,997	その他		1,849
		計			12,823

調査・実態把握 4,809件 民児協運営・研修 5,419件 証明事務 375件 行事・事業・会議への参加協力 6,881件 地域福祉活動・自主活動 11,379件 要保護児童の発見の通告・仲介 224件 訪問回数 33,202回 連絡調整回数 11,711回 活動日数 33,186日(うち主任児童委員分 1,406日)

### 民生委員・児童委員協議会の組織

津山市の民生委員・児童委員は、13地区に分かれて活動しているが、地区ごとに会長1名、副会長2名をおいて、その運営にあたっている。

津山市民生児童委員連合協議会は、13地区が連合することで構成され、地区民生児童委員協議会の代表者(会長・副会長)をもって運営されている。また、協議会の内部組織として主任児童部会を設置し、民生委員・児童委員との連携及び各地区主任児童委員の相互交流、連絡調整等をおこない、主任児童委員活動の推進を図っている。

# 生活困窮者自立支援

平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」に伴い、さまざまな事情で生活にお困りの 方の自立を支えるため、専門の相談支援員が関係機関と連携しながら、相談支援を行います。

# 自立相談支援

自立相談支援員3名を配置し、相談者にどのような支援が必要かを一緒に考え、必要に応じて具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

# 就労支援

就労支援員1名を配置し、相談者のこれまでの経験や今の状況に応じた就労支援を行います。 また、ハローワークと連携して、職業相談や面接の受け方、履歴書の書き方などに関するアド バイスも行います。

# 住居確保給付金の支給

離職などにより、住居を失うおそれのある方等に対して、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

# 新規相談件数

区分	平成27年度
新規相談件数	146 件

### 事業等利用件数

		区分	平成27年度
7	プラン	ノ策定件数(再プランを含む)	30件
	う!	5一般就労支援対象	24件
	1	うち延べ就労者(増収者も含む)	13件
	<del>I</del> II	住居確保給付金	1件
	用車	自立相談支援事業による就労支援	24件
	利用事業等	生活福祉資金による貸付	2件
	₹	生活保護受給者等就労自立促進事業	16件

# 身体障害者(児)福祉

身体に障害がある人(児童)が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、身体に障害がある人(児童)の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

# 身体障害者手帳交付状況

(年度末現在・単位:人)

X	分	H23年度	H24年度	H25 年度	H26 年度	H27年度
	18 歳未満	6	6	6	4	3
視 覚 障 害	18 歳以上	311	302	290	265	297
	計	317	318	296	299	300
味觉亚海	18 歳未満	9	8	8	8	9
聴 覚 平 衡機 能 障 害	18 歳以上	365	357	365	355	422
1% 66 14 15	計	374	365	373	363	431
立 吉 幸 喆	18 歳未満	1	1	1	1	0
音声言語機能障害	18 歳以上	42	41	40	33	49
	計	43	42	41	34	49
	18 歳未満	40	37	36	36	30
肢体不自由	18 歳以上	2,536	2,526	2,429	2,429	2233
	計	2,604	2,576	2,563	2,465	2263
	18 歳未満	11	11	11	12	13
内部障害	18 歳以上	1,309	1,299	1,297	1,295	1289
	計	1,320	1,310	1,308	1,307	1302
	18 歳未満	63	66	63	61	55
合 計	18 歳以上	4,595	4,536	4,518	4,377	4,290
	計	4,658	4,602	4,581	4,438	4,345

# 身体障害者(児) 障害福祉サービス

 居宅介護
 重度訪問介護
 同行援護

 療養介護
 生活介護
 短期入所

重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練(機能訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型

共同生活援助

# 施設別利用状況

(H28.3.31 現在)

施設名	種別	利用者数
旭川児童院	療養介護	16人
旭川荘竜ノ口寮	生活介護,施設入所支援	1人
あすなろ園	生活介護,施設入所支援	32 人
ウィズユー	就労継続支援A型	5人
大佐荘	生活介護,施設入所支援	3人
吉備の里の希望	就労継続支援B型,福祉ホーム	1人
吉備ワークホーム	施設入所支援,就労継続支援B型	2人
きぼう作業所	就労継続支援B型	10人
熊本身体障害者能力開発センター	生活介護,施設入所支援	1人
さくら苑	生活介護,施設入所支援	1人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	5人
さやかなる苑	生活介護,施設入所支援	7人
セルプ弥生	就労継続支援B型	9人
鳥取医療センター	療養介護	1人
刀根山病院	療養介護	1人
どんぐり工房	就労継続支援B型,生活介護	4人
のぞみ寮	生活介護,施設入所支援	1人
広島西医療センター	療養介護	1人
フォレック	就労継続支援B型	1人
ふれんど久米	就労継続支援B型	3人
母恵夢	就労継続支援B型	6人
松江医療センター	療養介護	1人
真庭地域センター	就労継続支援B型,共同生活援助	1人
みすず荘	生活介護,施設入所支援	26 人
南岡山医療センター	療養介護	2人
輪輪かけはし	就労継続支援B型	1人
ワークショップ津山	就労継続支援B型	19人
合 氰	<del>;</del> †	161 人

# 年度別施設利用状況

年 度	H23 年度	H24年度	H25年度	H26 年度	H27年度
利用者数	126 人	166人	173 人	165 人	161 人

# 身体障害者補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具の交付及び修理を行い、障害者の自立支援を図る。

# 身体障害者補装具交付・修理給付状況

(年度末現在・単位:件)

[ <del>.</del>	/		件		数	
X	分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27 年度
補聴器	交付	23	34	32	32	24
	修理	13	18	20	17	8
義 肢	交付	8	13	8	10	9
我加	修理	7	4	9	3	10
壮 日	交付	15	23	23	18	25
装 具	修理	7	13	7	4	5
車椅子	交付	23	17	20	12	6
平何丁	修理	48	51	54	49	52
スの出	交付	18	19	22	14	11
その他	修理	0	7	12	9	4
÷∔	交付	87	106	105	86	75
計	修理	75	93	102	82	79
合	計	162	199	207	168	154

費用負担 本人または扶養義務者の一定以上の所得がある場合、原則1割負担(世帯の所得状況に応じて限度額を設定)(H18年10月から)

# 障害者(児)日常生活用具給付・貸与状況

在宅障害者に対し日常生活がより円滑に行われるように必要に応じて給付・貸与される。

# 年 度 別 利 用 状 況

(年度末現在・単位:件)

							`		,
	X		分		H23年度	H24年度	H25 年度	H26 年度	H27年度
ス		۲		マ	1,513	1,650	1,620	1,574	1,601
紙	お		む	つ	232	242	230	239	268
視:	覚障害者	f用ポーィ	タフ゛ルレコー	9˚ –	7	3	4	4	3
障	害者	用通	信装	置	1	2	1	1	2
盲	人	用	時	計	4	2	1	1	4
住	宅	;	改	修	4	4	3	3	4
そ		の		他	86	60	50	36	46

# 身体障害児補装具交付・修理給付制度

在宅の身体障害児に対し、身体上の障害を補うための用具を給付・貸与する。

# 年 度 別 利 用 状 況

(年度末現在)

年	度	H23年度	H24年度	H25 年度	H26 年度	H27年度
件	数	19 件	21 件	29 件	28 件	27 件

# 障害者移動支援事業

重度障害者(児)がタクシー、バスを利用する場合、あるいは本人または家族の所有の 自家用自動車に給油する場合にその料金の一部を助成することにより、重度障害者の社会 参加を促進し福祉の向上を図る。

### 年 度 別 利 用 状 況

(年度末現在)

年		度	H23年度	H24年度	H25 年度	H26 年度	H27年度
タク	ッシ -	- 券	525 件	507件	537 件	524 件	510件
給	油	券	620件	606 件	629 件	611 件	611 件
バ	ス	券	13 件	9件	12 件	16 件	13 件

# 身体障害者運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

身体障害者が免許取得で就労や社会参加などが見込まれる場合はその取得費を、また本人が車を所有し、かつ運転する場合は自動車の改造に要した費用を助成する。

### 年 度 別 利 用 状 況

(年度末現在)

年	度	H23年度	H24年度	H25 年度	H26 年度	H27年度
免 許	取 得	0件	0件	1件	1件	0件
改	造	1件	2件	1件	0件	2件

### 技能ボランティア育成事業

手話奉仕員(入門・基礎)・要約筆記・朗読・点字などの技能を必要とするボランティア の育成のために教室を開講している。

# 福祉バス「さくら号」貸出事業

市内の障害関係団体、施設などで利用があり、社会活動への参加を促進するため23人乗り(座席15席と補助席6シート・車いす2台固定式)のバスを貸出する。

### 福祉タクシー

身体障害者や寝たきり高齢者が車いすまたは担架のまま乗車できるタクシーを運行依頼 している。

# 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者で手話通訳・要約筆記を必要とする人に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。 手話通訳者派遣 97件

# 手話通訳者設置事業

社会福祉事務所の窓口に手話通訳者を配置し、聴覚障害者の方々の通訳や各種相談に応じている。

# 発声教室

疾病により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人を対象に、食道発声法などにより発声能力の回復を図る。

# 心身障害者医療費助成事業

重度の障害のある方に、心身障害者医療受給資格証を発行する。

病院などで診察を受ける場合に、この資格証と健康保険証を提示することで、保険 診療分の自己負担額が一部のみの負担となる。(県内で受診する場合)県外で受診の場 合は、後日、保険診療分の自己負担額の一部以外が払い戻しとなる。

# 年 度 別 資 格 者 数 及 び 利 用 状 況

年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度
身体障害者	1,415人	1,357人	1,281人	1,249人	1,153人
知的障害者	248 人	247 人	243 人	238 人	244 人
受 診 件 数	30,784件	30,069件	29,298 件	28,340件	28,007件

# 特別障害者手当

身体障害者手帳1級又は2級程度以上の異なる障害が重複している人、これらの障害と 日常生活での動作及び行動が困難であり常時特別の介護を必要とする精神の障害(最重度 の知的障害含む)が重複している20歳以上の人に支給される。

支給額 月額 26,830円(平成28年4月~)

なお、施設入所者、障害者が病院又は診療所に継続して3月を超えて収容されるに至ったとき、本人及び扶養義務者の所得か一定の額を超えているときは支給されない。

### 年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

年 度	H23 年度	H24年度	H25年度	H26 年度	H27年度
受 給 者 数	100人	90人	99 人	96 人	101 人

# 障害児福祉手当

身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳Aのうち最重度等の20歳未満の児童で 日常生活において常時介護を必要とする人に支給される。

支給額 月額 14,600円(平成28年4月~)

# 年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

年 度	H23年度	H24年度	H25年度	H26 年度	H27年度
受給者数	38人(7)	31 人(5)	40人(5)	41人(3)	44人(3)

( )の数値は経過措置者数

# 津山市重度障害者特別給付金

市内に居住する重度障害者で、昭和57年1月1日に20歳に達した外国人等で同日前に重度障害者であった人達で公的年金制度に加入できず、障害基礎年金等の受給資格のない人に支給される。

支給額 年額 300,000円

### 年 度 別 支 給 状 況

年	度	H23 年度	H24 年度	H25年度	H26 年度	H27年度
受 給	者 数	0人	人0	0人	0人	0人

# 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体障害者手帳の1・2・3と4級の一部、知的の障害の重度・中度の20歳未満の児童を養育している人に支給される。(診断書が必要な場合がある。) ただし、障害児が厚生年金保険法に規定する障害年金等廃疾を支給事由とする年金給付を受けることができるとき又は収容施設に入所しているとき、及び看護する人の前年所得か一定の額以上であるときは支給されない。

支給額 障害児(2級) 34,300円/月 受給者 70人 重度障害児(1級) 51,500円/月 受給者 62人

# 心身障害者扶養共済制度

知的障害者(児)、3級以上の身体障害者(児)及びこれらと同程度の障害を有する者を 扶養する保護者が加入し、毎月掛金を県に納付し、保護者の死亡(廃疾)後残された障害 者(児)に月額20,000円(身体障害者手帳1~2級、又は療育手帳「A」の所持障害 者は30,000円)の年金を支給する。

保護者の月額掛金は本人の年齢によって異なり付加制度かあり2口まで加入することができる。

# 年 度 別 加 入・支 給 状 況

(年度末現在)

年 度	H23 年度	H24 年度	H25年度	H26 年度	H27年度
加入者数	71 人	62 人	59人	59 人	58人
受給者数	52 人	54 人	56 人	56 人	54 人

# 知的障害者(児)福祉

知的に障害のある人(児童)が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、知的に障害のある人(児童)の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

# 療育手帳の交付状況

# 手 帳 交 付 件 数

				`	
年 度	H23年度	H24年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
療 育 A	258 人	265 人	273 人	277 人	276 人
療 育 B	510人	529 人	566 人	589 人	610人
合 計	768 人	794 人	839 人	866 人	886 人

# 知的障害者(児)障害福祉サービス

居宅介護重度訪問介護行動援護療養介護生活介護短期入所

重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型

共同生活援助

# 施設別利用状況

(H28.3.31 現在)

施設名	種別	利用者数
あさひ園	就労継続支援B型	1人
ウィズユー	就労継続支援A型	3人
ウィッシュランド	就労継続支援B型	5人
ぎおんハイツ	宿泊型自立訓練	1人
きずな	就労継続支援B型,生活介護	10 人
吉備路学園	生活介護,施設入所支援	1人
吉備高原PAKARA	就労継続支援A型	1人
吉備の里希望	就労継続支援B型	1人
吉備の里なでしこ	就労移行支援,施設入所支援,	7人
	自立訓練	
きぼう作業所	就労継続支援B型	1人
きんかえも	就労継続支援B型	19人
葛下	生活介護	1人
健康の森学園	就労移行支援,自立訓練,施設入所支援	2.1
	就労継続支援B型	3人
岡星寮	施設入所支援,生活介護	2人
岡山八一モニー	就労継続支援A型	1人
神南備園	生活介護	1人
コスモスの園	生活介護,施設入所支援	1人
さくらの実	就労継続支援B型	6人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	12人
ウィズ	就労継続支援B型	1人
しらうめ	就労継続支援B型	2人
神郷の園	生活介護,施設入所支援	3人
スタートワーキングサポート	就労継続支援A型	1人
セルプ弥生	就労継続支援B型	11人
宙	就労継続支援A型	5人

たかはし松風寮	生活介護,施設入所支援	1人
津山ひかり学園さつきの丘	生活介護,施設入所支援	18 人
津山ひかり学園ひかりの丘	就労継続支援A型,就労継続支援B型	27 人
津山ひかり学園ひかりの杜	生活介護,施設入所支援	27 人
津山みのり学園ココロみのり	生活介護,施設入所支援	36 人
津山みのり学園セルプみのり	就労継続支援B型	17人
津山みのり学園ライフみのり	施設入所支援,生活介護	41 人
津山みのり学園ワークスみのり	就労継続支援A型	14 人
デイセンターまにわ	生活介護,就労移行支援	4人
トラストワークス	就労継続支援B型	10 人
どんぐり工房	就労継続支援B型,生活介護	13 人
ひゅうまん	生活介護,施設入所支援	3人
蒜山慶光園	生活介護,施設入所支援	1人
福祉事業所たんじょうじ	就労継続支援B型	5人
福祉事業所たんじょうじ津山口	就労継続支援B型	1人
プラスワーク	就労継続支援B型	1人
ふれんど久米	就労継続支援B型	2人
母恵夢	就労継続支援B型	6人
ぽれぽれ	生活介護,施設入所支援	3人
ホワイト	就労継続支援B型	4人
みさき福祉園	施設入所支援,生活介護	18 人
みすず荘	生活介護	1人
ももっ子おかやま	就労継続支援A型	1人
ももっ子くめなん	就労継続支援A型	4人
輪輪かけはし	就労継続支援B型	8人
ワーキングメイト	就労継続支援B型	6人
ワークスひるぜん	就労継続支援B型,生活介護	2人
ワ - クみさき	就労継続支援B型	11人
	合 計	385 人

# 年度別施設利用状況

年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度
利用者数	356 人	325 人	363 人	381 人	385 人

# 精神障害者福祉

精神に障害のある人が、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な援助を行ない、福祉の推進をしている。

# 精 神 障 害 者 の 状 況

(年度末現在:人)

					年齢	別(	 内 訳		. / /
X	人 数 分	総数	20 歳 未満	20歳 ~ 30歳 未満	30 歳 ~ 40 歳 未満	40 歳 ~ 50 歳 未満	50 歳 ~ 60 歳 未満	60 歳 ~ 70 歳 未満	70 歳 以上
	4 411	00	0			40	47	20	20
福交	1級	98	0	6	6	10	17	29	30
祉 仗	2級	367	9	44	52	74	74	80	34
福 祉 手 帳	3級	81	0	8	11	19	28	13	2
	合 計	546	9	58	69	103	119	122	66
	症状性を含む器質性精神障害	48	0	1	1	6	9	19	12
	精神作用物質使用による精神 及び行動の障害	66	0	1	7	6	15	29	8
	統合失調症、統合失調症型障 害及び妄想性障害	500	1	31	80	110	110	130	38
	気分障害	382	0	26	67	90	105	78	16
自立	神経症性障害、ストレス関連 障害及び身体表現性障害	220	11	30	54	69	29	23	4
自立支援医療【精神】	生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	5	0	1	1	1	1	1	0
療者	成人の人格及び行動の障害	7	0	3	1	3	0	0	0
│ 【 数 │ 精	精神遅滞	44	1	5	10	6	9	10	3
神	心理的発達の障害	84	30	31	12	10	1	0	0
	小児期及び青年期に通常発症 する行動及び情緒の障害	11	5	3	1	2	0	0	0
	てんかん	69	6	9	19	11	10	12	2
	その他の精神障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	分類不明	1	1	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,437	55	141	253	314	289	302	83

# 精神障害者障害福祉サービス

居宅介護 行動援護 生活介護

短期入所 就労移行支援 就労継続支援A型

就労継続支援 B 型 共同生活援助 地域移行支援

地域定着支援

# 施設別利用状況

(H28.4.1 現在)

種別(人数)	١	施設名	(п28.4.1 現 利用者数
作业的(入数)	)	アグリ . エカロー・月	
	5 <del>11/</del> CC	ウィズユー	1人 10 人
就労継続支援 A 型事 	≸業所 1 人)	宙	4人
		<u></u>	6人
		あさひ園	0 <u>人</u> 1人
		ウィッシュランド	
		ウィズ	15人
			34人
		きぼう作業所	3人
		きんかえも・泉茶	2人
		さくらの実	2人
		さくらワークヒルズ	5人
ᆣᄽᄽᄷᅷᇃᇬᆈᄚ	5 <del>114</del> CC	しらうめの会共同作業所	13人
就労継続支援 B 型事	業Ⅲ	スカイハート灯	3人
(延べ1	75人)	セルプ弥生	4人
		たんじょうじ津山口	3人
(実168人)		トラストワークス	16人
		どんぐり工房	3人
		ふれんど久米	13人
		母惠夢	21人
		ホワイト	9人
		輪輪かけはし	6人
		ワークみさき	1人
		ワーキングメイト	15人
		ワークショップ津山	6人
就労移行支援 (	[1人]	フリーデザイン岡山	1人
		さくらの実	1人
生活介護 (2	22人)	神南備園	5人
		葛下	16 人
		あおば	1人
		葛下	16 人
		サンコート	22 人
   共同生活援助  ( !	54人)	じゃがいも畑(キタアカリ・キタヒメ・チ	7人
		ェリーハイツ・春風・ハヤト)	
		たいようの丘	1人
		姫山の里(姫山・瓜生原・よりそい津山口)	6人
		母恵夢	1人
	合	計 (延べ)	273人

# 障害児福祉

身体に障害がある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含 む。) に対し、身近な地域で適切な支援が受けられるよう援助し、福祉の推進をしている。

# 障害児通所支援

児童発達支援

医療型児童発達支援 放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

# 施設別利用状況

(H28.3.31 現在)

施 設 名	種 別	利用者数
岡山かなりや学園	児童発達支援	4人
岡山白ゆり発達支援センター	児童発達支援	1人
カヤノコ島	放課後等デイサービス	2人
ぐんぐんキッズ	放課後等デイサービス	1人
児童発達支援事業所あゆみ	児童発達支援	40 人
児童発達支援事業所「てけてけ」	児童発達支援	80 人
児童発達支援センターキッズみのり	児童発達支援,放課後等デイサービス	42 人
デイケアセンタービィーハウス	児童発達支援,放課後等デイサービス	5人
放課後等デイサービス事業所 socio	放課後等デイサービス	23 人
放課後等デイサービス事業所 Liebe	放課後等デイサービス	28 人
ラルーチェめぐみ	児童発達支援,放課後等デイサービス	27 人
おひさま 津山事業所	放課後等デイサービス	9人
Socio 勝央	放課後等デイサービス	1人
合 詩	t	263 人

# 人にやさしいまちづくり条例

子どもから高齢者まで、すべての人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、住み慣れた地域で共に支えあい、生きがいを持ちながら安心して生活することができる「バリアフリー社会の実現」を市民総参加で推進しようとする条例です。

### 条例の基本方針

「心のバリアフリー」の推進 「物のバリアフリー」の推進 「情報のバリアフリー」の推進

「地域社会での連帯形成」の推進

### 条例の特徴

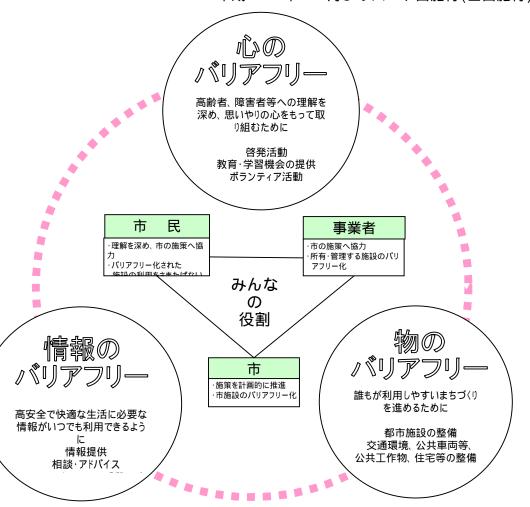
市・市民及び事業者の役割を明らかにしていること まちづくりに関する施策の基本となる事項及び都市施設等の整備につい ての必要事項を定めていること

条例の制定・施行時期

平成 12年12月 条例制定

平成 13年 4月 ソフト面施行

平成 14年 4月よりハード面施行(全面施行)



# 平成14年度 実施事業

### 啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催(1回)
- ・バリアフリー適合証の交付(9件)

### 推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催(2回開催)
- ・まちづくり推進委員会の開催(2回開催)
- ・市有施設バリアフリー化整備事業

本庁舎
車いす用駐車場の整備並びに正面玄関までの屋根設置

西側出入口の自動ドア設置

東側トイレ(地階~6階)の腰掛式便器及び手すり設置

1階多目的トイレの整備

鶴山公園 切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置

厩堀トイレの改修

三の丸トイレ多目的(車いす、幼児、おむつ交換台)トイレの増

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金 補助適用対象区域の拡大(全市域)(利用2件)

- ・公共施設整備検討会の新設(新規)(2回)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議の開始(都市計画課への委託事業)

# 平成15年度 実施事業

### 啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催(1回)
- ・バリアフリー適合証の交付(9件)

### 推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催(1回開催)
- ・市有施設バリアフリー化整備事業

東庁舎 点字ブロック設置、トイレ改修

鶴山公園 切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置

神南備園 身障用駐車場に上屋を設置

中央児童館 多目的トイレ設置、玄関段差解消、自動ドア設置

中央会館 トイレ改修、玄関階段に手すり設置

福岡会館 トイレ改修

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金 補助適用対象区域の拡大(全市域)(利用0件)

- ・公共施設整備検討会の開催(1回)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(都市計画課への委託事業)

# 平成16年度 実施事業

### 啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(3件)
- ・バリアフリーマップの作成
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

### 推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催(1回開催)
- ・市有施設バリアフリー化整備事業

津山総合文化センター・・・トイレの改修、点字ブロックの改修

中央公園噴水側トイレ・・器具の改修・移設、周辺の舗装

知新館・・・・・・・・・・・・・階段に手すり設置

鶴山塾・・・・・・・トイレの改修

山下児童公園・・・・・北入口の段差解消、南側入口からトイレまでの舗装

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(1件)
- ・公共施設整備検討会(1回)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

# 平成17年度 実施事業

### 啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(8件)
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

# 推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(2件)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

### 平成18年度 実施事業

### 啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(9件)
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

### 推進事業

・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

### 平成19年度 実施事業

### 啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(10件)
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

# 推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(利用1件)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

# 平成20年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(1件)

### 推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(利用2件)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

# 平成21年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(4件)

### 推進事業

・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

### 平成22年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(17件)

# 平成23年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(1件)

# 平成24年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(2件)

# 推進事業

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(利用1件)

# 平成25年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(1件)

# 平成26年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の再交付(6件)

# 平成27年度 実施事業

啓発活動

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助事業の活用促進

# 津山市障害者福祉センター神南備園

# 1. 経過

神南備園は、平成6年4月、在宅障害者の社会生活への適応や生きがいを高め、自立 や社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的に設置された。平成26年度まで、日 中活動系サービスとして地域活動支援センター 型事業(基本事業、入浴サービス)、相 談支援事業(生活支援事業、障害支援相談)、貸館事業、委託事業を実施してきた。

民間事業者のノウハウや経営手法を活用することにより、事業の充実とサービス提供量の確保が期待できることから、平成 27 年度、指定管理者制度を導入し現在に至る。

指定管理者制度導入後は、障害福祉サービス(生活介護事業(入浴・食事サービス含む)、計画相談支援事業)、日中一時支援事業(食事サービス含む)、貸館事業、委託事業を展開している。

地域活動支援センター 型事業(地域生活支援事業業)・・・・地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練(パソコン・健康体操・陶芸・交流教室等)、入浴等のサービスを実施するもの

生活介護事業(障害福祉サービス)・・・・常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護を行うとと もに、創作的活動または生産活動の機会を提供するもの

計画相談支援事業 (障害福祉サービス)・・・・障害福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障害のある方、または障害のある児童が適切なサービスを受けられるようマネジメントし、サービス利用計画を作成、モニタリングするもの

日中一時支援事業(地域生活支援事業)・・・障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就 労や介護者の一時的な休息を提供するもの

貸館事業・・・津山市在住の障害者・障害者関係福祉団体・障害者関係ボランティア団体に神南備園を貸して活動の場を提供するもの

# 2 . 年度別利用状況(平成 26 年度まで)

(単位:人)

	H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度
基本事業	2,211	2,378	2,650	2,897	2,309
入浴サービス	1,001	1,144	1,095	1,243	1,082
合 計	3,212	3,522	3,745	4,140	3,391
生活支援事業	1,032	1,195	1,348	1,664	1,719
障害支援相談	3	2	5	0	0
貸館事業	3,454	3,374	3,513	3,657	4,121
地域交流・活性化 支援事業			12	13	12

# 3.指定管理者制度導入後利用状況(平成 27 年度)

生活介護事業	Ř.	1,795 人		
	入浴サービス	1,098人		
	食事サービス	1,313 食		
日中一時支援	<b>賃事業(レスパイト)</b>	239 人		
	食事サービス	169 食		
日中一時支援	<b>賃事業(タイムケア)</b>	81 人		
計画相談支援	Z Z	187 件		
児童相談支援	Z Z	89 件		
その他相談支		319 件		
貸館事業		3,583人		

# 4.指定管理者について

・指定管理者所在地 津山市瓜生原 326-1

名 称 社会福祉法人 千寿福祉会

代表者 理事長 小林 和彦

・指定管理期間 平成 27年4月1日から平成30年3月31日

# 高 齢 者 福 祉

# 在宅福祉施策

# 生活管理指導員(ホームヘルパー)の派遣制度

おおむね65歳以上の高齢者に対して日常生活上の援助を行い、高齢者ができる限り自立した 生活ができるよう支援・指導することを目的としている。なお、介護保険該当者、住民税課税 世帯は利用できない。

(1) 支援内容 家事援助・相談助言に関すること

# (2) 費用負担基準

1 B 1 B		利 用 者			負	担	額		
利	利 用 時 間	所要時間 1 時間未満			所要	要時間 1	時間以上		
	昼間		250⊞			1.5日	寺間	375円	
(午前8時~午後6時)			250円			28	寺間	500円	

生活保護世帯(単給を含む。)は、利用者負担額は0円

利用時間は、基本的に1時間/週

### 年度別利用状況

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用	者 数	7 人	7 人	6 人	3 人	3 人
延べ	人員	342 人	313 人	171 人	102 人	68 人
延べ	時 間	342 h	313 h	171 h	102 h	68 h

# ショートステイ事業

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別 養護老人ホ - ム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防するなど、 高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

保護の期間 原則として年10日以内

費 用 1人1日当り 1,720円 (生活保護世帯については無料)

実施施設 日本原荘 (新野東1797)、鶯園 (瓜生原337-1)

ケアハウス北辰 (林田1664)、サンライフ みのり(二宮999)

# 年度別利用状況

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ	人員	3 人	1 人	2 人	2 人	0 人
延べ	日 数	17 日	2 日	10 日	4 日	0 日

# 食の自立支援事業

一人暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で住民税非課税世帯の方たちへ、食生活の改善・ 見守り目的で昼食を配達し、孤独感を取り除いて生きがいのある生活と福祉の向上を図る。

利 用 料 1 食 410円

利用日 月~金曜日の5日以内

### 年度別利用状況

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用	者 数	106 人	84 人	74 人	51 人	35 人
延べ	配食数	8,748 食	6,881 食	5,824 食	3,665 食	3,210 食

# 日常生活用具給付貸与事業

要援護高齢者に対し、少しでも在宅生活が容易にできるよう支援する。緊急通報装置については、近年独居高齢者が増加している中で、高齢者や家族の関心も高く必要性が高まっている。

# 年度別給付(貸与)状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
緊急通報装置	40	40	21	26	16
步行支援用具	29	0			
入浴補助用具	0	0			
電磁調理器	7	3			
手 押 車	54	19			
火災報知機	1				
슴 討	131	62	21	26	16

# 介護用品支給事業

要介護度3~5で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品を 支給する。

平成26年度からは、支給の対象要件に主介護者及び被介護者の介護保険料の完納条件を追加 するとともに、主介護者の所得要件を設け、支給限度額を2段階とし、負担の公平を図った。

支給するもの 紙おむつ・尿取りパット

# 年度別利用状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録者数	104 名	215 名	293 名	257 名	222 名

# 家族介護慰労金支給事業

要介護度4~5で過去1年間介護保険サービスを利用せず、また、通算して病院、施設などへの入所が3ヶ月未満の低所得の高齢者を介護している家族に対して、主介護者に支給する。 平成26年度からは、住民税課税世帯に属する主介護者も対象とし、対象の拡大を図った。

### 年度別支給状況

X	分	平成23年度	平成24年	度	平成25年	度	平成26年	度	平成27年	度
支給	件数	5 件	6	件	4	件	5	件	2	件

# 住宅改造助成事業

介護を必要とする在宅高齢者の居住環境の向上と介護者の負担の軽減を図るために行う住宅の改造について、経費の一部を助成する。

### 年度別利用状況

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
要介護	度3~5	10 件	1 件	3 件	5 件	3 件
要介語 及び要	-	10 件	23 件	15 件	4 件	8 件
合	計	20 件	24 件	18 件	9 件	11 件

# 高齢者虐待対策事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待を防止し、高齢者及び養護者の支援を行う。 延べ対応件数 1,253 件 (平成27年度現在延べ件数)

### 年度別虐待認定件数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
養護者等による虐待	25 件	28 件	35 件	29 件	28 件
養介護施設従事者等	0 件	0 1/4	0 件	0 件	4 1/1-
による虐待	0 1+	0 件	0 件	0 件	1 件
合 計	25 件	28 件	35 件	29 件	29 件

# 施設福祉施策

### 養護老人ホ - ム

日常生活はどうにか自分でできても、 - 人暮らしで身寄りがないか、家庭の事情で家族と同居できない高齢者に家庭にかわって生活していただくための施設である。

おおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活ができない方が対象になる。(所得税や市民税の所得割が課税されていない世帯に限る。)

費用は、本人については収入額、扶養義務者については所得税等の課税状況に応じて負担する。

#### 年度別施設入所状況 (各年4月1日現在)

X		分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
養護老人ホーム		人ホーム	123 人	132 人	139 人	127 人	138 人	

#### 養護老人ホーム入所状況(平成28年4月1日現在)

老人ホーム名	定 員	入所者数	老人	<b>、ホーム</b>	名	定 員	入所者数
ときわ園	80名	60 人	玉	松	袁	60名	2 人
かがみの園	50名	22 人	鶴	海	荘	50名	4 人
塩 手 荘	60名	21 人	長	楽	荘	100名	1 人
作東寮	60名	3 人	松	風	園	70名	2 人
静香園	60名	21 人	蕃	Щ	荘	60名	0 人
報恩積善会	70名	2 人	合		計		138 人

### 高齢者生活福祉センター

久米高齢者福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門は、家族の支援を受けることが困難で、 在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として機能している。

#### 年度別施設利用状況

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者	<b>新数</b>	14 人	15 人	8 人	10 人	11 人
延べ利用者数		1,892 人	1,221 人	920 人	1,519 人	1,762 人

#### 福祉関係温泉施設

阿波保健センター・浴室棟(あば温泉)

所在地 津山市阿波 1198 開館年月 平成 12 年 5 月

施設内容・大浴場・露天風呂・サウナ・機能回復訓練浴室

#### 利用料金

	1 回	11 回券	23 回券	35 回券	50 回券
70 歳以上	300 円				
中学生以上 70 歳未満	510 円	5,100円	10,200円	15,300円	20,400円
小学生	200 円				

小学校就学前の者は、無料とする。

#### 年度別施設利用状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数	47,624 人	49,975 人	47,151 人	45,403 人	40,361 人
利用料収入	16,188,000円	16,523,670円	15,672,840円	14,673,890円	15,089,720円

#### 高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」

所在地 津山市加茂町小中原 143

開館年月 平成 14 年 4 月

施設内容 会議室・和室・ビリヤード室・温泉施設・ラウンジ

## 利用料金

市内	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	150 円	1,500 円			
中学生以上	300 円	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
市外	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	250 円	2,500 円			
中学生以上	510 円	5,100円	10,200円	15,300円	20,400円

#### 年度別施設利用状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数	68,704 人	65,313 人	57,614 人	57,126 人	57,732 人
利用料収入	17,383,250円	16,379,350円	13,095,000円	14,310,950円	12,671,390円

## 健康老人施策

#### 老人クラブの活動

『仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり』活動に自主的、主体的に取り組み、他方では、地域の特性を生かした魅力ある地域社会の創造に向けて、行政や他団体と連携し地域福祉の推進に努めている。

#### 老人クラブ及び会員数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
クラブ数	199 クラブ	200 クラブ	194 クラフ゛	195 クラブ	189 クラフ゛
会 員 数	9,715 人	9,924 人	9,556 人	9,546 人	9,278 人

#### (社)津山市シルバー人材センター

急速に進行している高齢化社会の中で、高齢者自身が就業を通しての「生きがい」の高揚、 社会活動への参加など高齢者福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし て平成元年4月1日、社団法人津山市シルバー人材センターが発足した。

本 所 津山市山北638 0868-23-5378

久米支所 津山市中北下1300 0868-57-7822 【平成17年4月1日開設】

久米町ミニシルバー人材センターと統合

加茂・阿波連絡所 津山市加茂町塔中104 0868-42-4360 【平成18年8月1日開設】

勝北連絡所 津山市西中346-16 0868-36-3008 【平成18年10月18日開設】

久米、加茂・阿波、勝北 各連絡所閉鎖 【平成26年3月31日閉鎖】

#### 年度別会員数 (年度末状況)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
男性	314人	269人	251人	251人	249人
女 性	171人	134人	122人	115人	103人
合 計	485人	403人	373人	366人	352人

#### 平成27年度末状況

津山市の60歳以上人口に対する加入率 0.96%(男 1.59%、女 0.49%) 60歳以上人口・・・36,668人(男 15,662人、女 21,006人)

#### ふれあいサロン

高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的とする。

- 1.設置場所 津山市南新座34 アリコベール・しんざ 2階 TEL 24-3600
- 2. 施設内容 サロン、研修室、和室、会議室
- 3. 開館時間 9時~21時 (休館日:毎週火曜日、年末、年始)
- 4.利用申込 (事務室へ)所定の申込書による(1ケ月前より申込み受付)
- 5.利用料金 1時間当り使用料

サロン 1,940円 研修室 640円 和室 640円 会議室 640円 冷暖房の使用については5割増

#### 6.利用状況

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ利	用者数	34,173人	34,159人	31,972人	27,127人	26,380人

### 津山市立ときわ園

#### 1 養護老人ホーム

概ね65歳以上で、環境上及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行っている。

#### 2 施設の概要

所 7	生 地	津山市井口100番地1	事	業	開	始	昭和29年11月5日
建物延	床面積	3,946.64m²	構			造	鉄筋コンクリート造2階建
敷 地	面積	6,856.58m²	入	所	定	員	80人
電	話	22-4973	F	A	4	Χ	2 2 - 4 9 3 1

#### 3 運営方針

「心豊かで明るく楽しい生活」を基本に、次の項目について重点的に取り組む。

- (1)処遇計画と処遇方針:体系別に会議を開催し研修・学習討議を重ね、その人に最もふさわしい処遇方針を決定する。(朝礼・全体会議・ケース会議等)
- (2)生活相談:必要な指導を行える職員を配置し、関係機関との調整を行うなどして入所者の生活の向上を図る。要介護又は要支援の状態にある入所者については、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所における必要な介護保険サービスが受けられるよう指導する。
- (3)健康管理:基本健康診査の項目に応じて、嘱託医により年2回の健康診断を実施する。 また、調理に従事する職員については定期的に検便を実施する。
- (4)衛生管理:支援員他の従事者に対して、感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため の研修を行い、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。
- (5)地域との連携:地元町内会や保育園等との交流会を通じ、地域に開かれた施設運営を進めるとともに、入所者に社会性を持たせることで生きがいを深めていく。
- (6)災害対策:入所者が自主的に災害時の避難誘導等の役割分担を決め、定期的に避難訓練を実施している。地元町内会にも、日頃から避難・防災の協力をお願いしている。
- (7) 自治会の支援:入所者が組織する自治会に園運営参画の機会を与えるため、機関誌の 発行、他施設の訪問、総会開催等の事業に対して適切な支援をしていく。

#### 4 入所者の状況(4月1日現在)

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
津山市	4 0 人	4 3 人	46人	4 3人	60人
市外(県内)	9人	8人	7人	6人	7人
市外(県外)	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	4 9人	5 1人	5 3人	49人	6 7人

## 介 護 保 険

## 介護保険事業計画

平成12年4月からスタートした介護保険制度は、少子高齢社会の到来により深刻になっている介護を社会全体で支えようとする制度である。介護保険により『老後の安心』を、一般保健福祉施策により『老後の生きがいと健康』を提供する。津山市は、介護保険事業の円滑な運営と推進を図るため、「津山市介護保険事業計画」と「津山市高齢者保健福祉計画」を一体的に策定している。

#### 高齢者保健福祉計画

#### 介護保険事業計画

#### 高齢者の生活を支える施策

- ・区域(日常生活圏域)の設定
- ・各年度における種類ごとの介護 サービス量の見込み(区域毎)
- ・各年度における必要定員総数(区域毎)
- ・各年度における地域支援事業の量の 見込み

#### 高齢者の健康と生きがいに関する施策

- ・生活支援
- ・生きがい対策
- ・社会参加の促進
- ・高齢者の生活環境の整備

第6期津山市介護保険事業計画では、平成27年度から平成29年度までの高齢者数等を次のとおり見込んでいる。

#### 《高齢者数等の推計》

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人	104,840 人	103,977人	103,055人	102,083人
6 5 歳以上人口	29,154 人	29,561人	29,972人	30,114人
7 5 歳以上人口	15,428人	15,417人	15,613人	15,672人
7 5 歳以上の占める率	52.9%	52.2%	52.1%	52.0%
高 齢 化 率	27.8%	28.4%	29.1%	29.5%

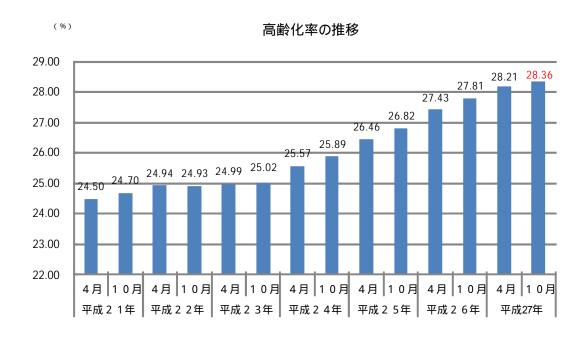
#### 《支援や介護が必要な被保険者数の推計》

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要援護者数	6,566人	6,662人	6,896人	7,113人
施設入所者	1,724人	1,767人	1,801人	1,802人
在 宅 等	4,842人	4,896人	5,093人	4,842人

## 高齢化率、被保険者数等の状況

### 1 高齢化率の推移

津山市の高齢化率は、平成27年4月には28%を超え、今後もさらに高齢化が進んでいくと予測される。



### 2 被保険者数

第 1	号 被 保 険 者	29,682 人	
6 5 肩	最以上 7 5 歳未満	14,203 人	介 護 保 険 事 業 状 況 報 告
75歳	以上	15,479 人	/ で
外国人	被保険者(再掲)	61 人	(十)从20年3月31日现任)
住所:	地特例(再掲)	74 人	
第 2	号 被 保 険 者	32,718人	住民基本台帳(平成28年3月31日現在)
	計	62,400 人	

## 3 要介護度別認定者数等

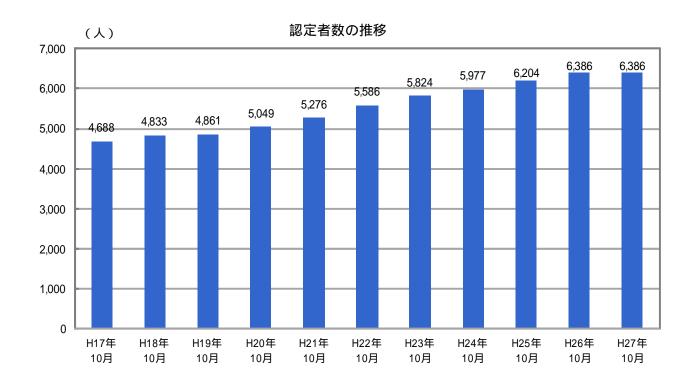
平成28年3月末現在の認定者数は6,268人で、要支援1、要支援2、要介護1の軽度 認定者が約45%を占めている。

## 【要介護度別認定者数】(平成28年3月末現在)

	区分	要支援1	要支援 2	小 計	
1	号被保険者	758人	771人	1,529 人	
	65~74 歳	101 人	98人	199 人	
	75 歳以上	657人	673人	1,330人	
2	号被保険者	4人	11人	15人	
総数		762人	782 人	1,544 人	

	区分	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	小 計	認定者計
1	号被保険者	1,277人	1,073人	827 人	715人	733人	4,625人	6,154人
	65~74 歳	147 人	107人	82 人	56人	70人	462 人	661 人
	75 歳以上	1,130人	966 人	745 人	659人	663 人	4,163人	5,493人
2	号被保険者	23人	17人	20人	19人	20人	99人	114 人
	総数	1,300人	1,090人	847 人	734 人	753 人	4,724人	6,268人

\*介護保険事業状況報告



## 介護保険サービス事業者の状況

#### 居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護(予防)サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

事業者数 43 事業所

#### 介護予防支援事業者

要支援1・2の認定となった方に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の 紹介、連絡調整を行う事業者

**津山市地域包括支援センター(サブセンター)** 1ヶ所(8ヶ所)

## 在宅サービス

サービスの種類	事業者数
(介護予防)訪問介護	32 事業所
(介護予防)訪問入浴介護	3事業所
(介護予防)訪問看護	11 事業所
(介護予防)通所介護	40 事業所
(介護予防)通所リハビリテーション	11 事業所
(介護予防)福祉用具貸与	10 事業所
(介護予防)福祉用具販売	10 事業所
(介護予防)短期入所生活介護	10 事業所
(介護予防)短期入所療養介護	9事業所
(介護予防)特定施設入所者生活介護	9事業所
地域密着型特定施設入所者生活介護	4 事業所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	36 ユニット
(介護予防)認知症対応型通所介護	4 事業所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	7事業所

#### 施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

市内施設	9 施設
介護老人保健施設(老人保健施設)	
市内施設	7 施設
介護療養型医療施設	
市内施設	1 施設

事業所、施設の数は平成28年4月1日現在

## 介護サービスの利用状況

## 1 居宅介護(介護予防)サービス受給者の要介護度別人数

(平成28年3月サービス分)

要支援1	要支援 2	小計
405 人	547 人	952 人

3	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	小計	認定者計
	901人	796人	465 人	260 人	215 人	2,637人	3,589人

<sup>\*</sup>介護保険事業状況報告

## 2 地域密着型(介護予防)サービス受給者の要介護度別人数

(平成28年3月サービス分)

要支援1	要支援 2	小計
4人	6人	10人

要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	小計	認定者計
93人	148人	138人	83 人	77人	539 人	549 人

<sup>\*</sup>介護保険事業状況報告

## 3 施設介護サービス受給者の要介護度別人数

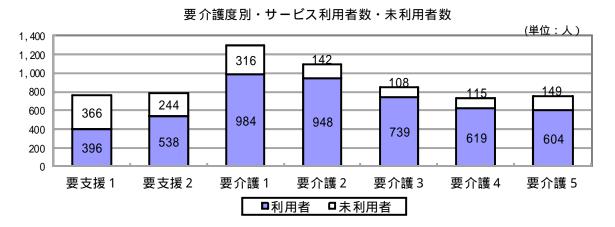
(平成28年3月サービス分)

施設区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護 5	認定者計
介護老人福祉施設	11 人	29 人	118人	238 人	280 人	676 人
介護老人保健施設	34 人	50人	72 人	84 人	90人	330 人
介護療養型医療施設	0人	0人	5人	10人	33人	48 人
計	45 人	79 人	195 人	331 人	402 人	1,052人

\*介護保険事業状況報告

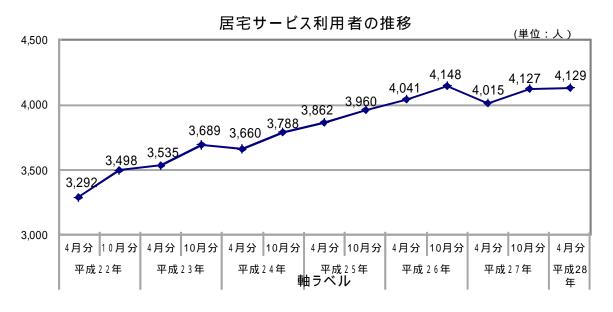
#### 4 サービス利用、未利用の状況

(平成28年3月サービス分)



\*介護保険事業状況報告

## 5 介護サービス利用者数の推移





\*居宅サービス受給者数には地域密着型サービス受給者数を含む。 \*介護保険事業状況報告

#### 6 介護給付費執行実績

年度	区分	施設サービス費	居宅サービス費	高額介護 サービス等費	地域密着型 サービス費	特定入所者介 護サービス等 費等	計
23	給付額(円)	2,760,965,673	3,422,430,312	158,409,652	1,314,020,466	277,887,213	7,933,713,316
23	構成比率(%)	34.8	43.1	2.0	16.6	3.5	100.0
24	給付額(円)	2,896,163,674	3,579,669,504	182,688,156	1,426,598,415	289,486,295	8,383,606,044
24	構成比率(%)	34.5	42.7	2.2	17.0	3.6	100.0
25	給付額(円)	2,953,327,262	3,800,009,766	184,403,912	1,441,849,014	305,712,254	8,576,323,973
25	構成比率(%)	34.0	43.8	2.1	16.6	3.5	100.0
26	給付額(円)	3,194,442,511	3,939,781,600	197,687,640	1,459,254,906	334、746,834	9,125,913,491
20	構成比率(%)	35.0	43.1	2.2	16.0	3.7	100.0
27	給付額(円)	3,286,820,295	3,879,374,519	166,902,619	1,394,930,251	369,029,980	9,097,057,664
	構成比率(%)	36.1	42.7	1.8	15.3	4.1	100.0

## 第1号被保険者保険料の賦課及び収納の状況

### 1 第1号被保険者保険料

平成27年度から平成29年度までの期間において、介護保険サービスの経費を賄うために必要となる第1号被保険者保険料の基準月額は、5,800円である。個人の保険料額は本人及び世帯の収入状況に応じて10段階に区分しており、各所得段階別の年間保険料額は次のとおりである。

所得段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	31,320円
第2段階	市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円を超えるが120万円以下の方	45,240円
第3段階	市民税非課税世帯で上記(第2、3段階)に該当しない方	52,200円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	52,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、 第4段階に該当しない方	69,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	83,520円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上で 190 万円未満の方	90,480円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上で 290 万円未満の方	104,400 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上で 600 万円未満の方	118,320円
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	139,200円

## 2 平成27年度第1号被保険者保険料の賦課段階別人数

(平成28年3月現在)

賦課区分	特別徴収	普通徴収	併 徴 者	計	構成比率
第1段階	3,810人	774 人	122 人	4,706人	15.9%
第2段階	3,073人	118人	135 人	3,326人	11.2%
第3段階	2,657人	119人	140 人	2,916人	9.8%
第4段階	2,366人	461 人	75 人	2,902人	9.8%
第5段階	4,599 人	150 人	150 人	4,899人	16.5%
第6段階	4,237人	606 人	270 人	5,113人	17.2%
第7段階	2,446人	316 人	92 人	2,854人	9.6%
第8段階	1,294 人	219 人	50 人	1,560人	5.3%
第9段階	803 人	145 人	24 人	972 人	3.3%
第10段階	323 人	101 人	10 人	434 人	1.5%
計	25,605人	3,009人	1,068人	29,682 人	100.0%

## 3 第1号被保険者保険料の収納状況

年度		区分	調 定 額(円)	収入額(円)	不納欠損額(円)	収納率(%)
	現	特別徴収	1,171,398,616	1,171,398,616	0	100.00
	年	普通徴収	101,665,482	88,590,021	0	87.27
2 3	分	計	1,273,064,098	1,259,988,637	0	99.00
	}	带納繰越分	24,629,817	6,075,200	6,509,558	24.67
		合計	1,297,693,915	1,266,063,837	6,509,558	97.56
	現	特別徴収	1,360,539,548	1,360,539,548	0	100.00
	年	普通徴収	141,422,368	125,771,691	0	88.93
2 4	分	計	1,501,961,916	1,486,311,239	0	98.96
	;	带納繰越分	25,090,610	6,512,082	5,403,181	25.95
		合計	1,527,052,526	1,492,823,321	5,403,181	97.76
	現	特別徴収	1,401,616,962	1,401,616,962	0	100.00
	年	普通徴収	148,980,784	133,875,760	0	89.86
2 5	分	計	1,550,597,746	1,535,492,722	0	99.03
	">	带納繰越分	28,766,248	8,223,773	6,148,170	28.59
		合計	1,579,363,994	1,543,716,495	6,148,170	97.74
	現	特別徴収	1,449,886,138	1449,886,138	0	100.00
	年	普通徴収	149,665,335	134,596,260	0	89.93
2 6	分	計	1,599,551,473	1,584,482,398	0	99.06
	;	带納繰越分	29,476,239	7,801,202	6,640,449	26.47
		合計	1,629,027,712	1,592,283,600	6,640,449	97.74
	現	特別徴収	1,767,400,260	1,767,400,260	0	100.00
	年	普通徴収	170,624,873	152,518,741	0	89.39
2 7	分	計	1,938,025,133	1,919,919,001	0	99.07
	;	带納繰越分	30,103,663	8,350,590	6,990,589	27.74
		合計	1,968,128,796	1,928,269,591	6,990,589	97.97

## 介護予防事業

#### 1 二次予防事業

通所型介護予防事業の実施状況

介護予防プログラム	実施回数	参加延人数	参加実人数	実施箇所	
栄養改善	15 回	90人	04 1	4 <del>**</del> **	
口腔機能の向上	15 回	90 人	21 人	1 箇所	

#### 2 一次予防事業

介護予防普及啓発事業

内 容	実施箇所	開催回数	参加延人数
認知症ささえあえるまちづくり事業	8 箇所	16 回	328 人
めざせ元気!!こけないからだ講座	194 箇所	8,532 回	110,709人
(内)栄養教室	(内)5箇所	(内)5回	(内)60人
その他介護予防教室等		294 回	8,107人

## 介護保険制度を円滑に運営するための取組

介護保険制度を円滑に運営するため、津山市は次の取組を行っている。

## (1)介護保険運営協議会の設置

介護保険事業計画の策定・進行管理と事業運営上生じる問題や課題の検討のため、被保険者公募委員を含む18人の委員で構成する津山市介護保険運営協議会を設置している。

#### (2)介護保険事業者連絡協議会の設立

介護保険サービスを提供する事業者間並びに行政との連携を図り、また、相互の情報交換等を活性化することにより介護サービスの質的な向上を図るため、津山市介護保険事業者連絡協議会を設立している。事務局は高齢介護課が担当している。

#### (3)介護相談員派遣事業の実施

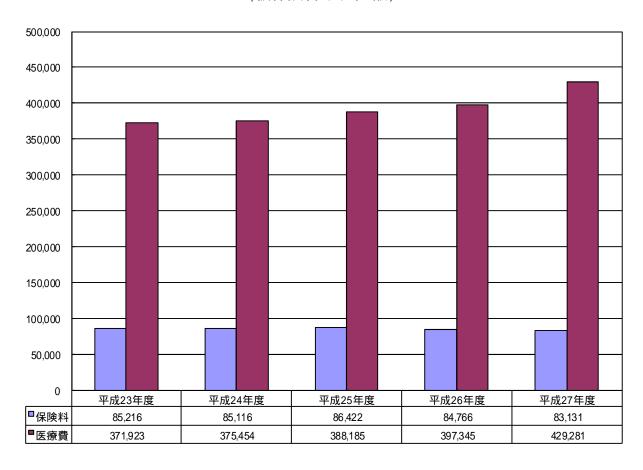
介護保険施設入所者等の介護保険に対する疑問や不満解消のため、市内の介護老人福祉施 設等に津山市が委嘱した介護相談員12人を派遣している。

## 国民健康保険

国民健康保険は、勤労者等の被用者を対象とする被用者保険に加入していない一般住民を対象とする地域保険で、疾病・負傷等に関して必要な保険給付を行うものである。

津山市の国民健康保険事業は、昭和35年10月に発足し、平成17年2月28日に加茂 町・阿波村・勝北町・久米町と合併を行い、平成28年4月1日現在、被保険者世帯数13,414 世帯、被保険者数21,213人が加入しており、住民全体の20.6%が国民健康保険の被保険者 であり、地域医療保険として市民福祉向上のため果たすべき役割は非常に大きいものがある。

年度別医療費·保険料の動向 (被保険者1人当り額)



## 国民健康保険の特徴

国保の加入・脱退は、届出が必要である。

医療費の7割給付のほかにも、申請により受けられる給付がある。

### 国保のしくみ

国保の運営は、市町村で行っています。その費用は、おもに住民のみなさんの納める 保険料によって支えられている。

## 被保険者(加入の届出を含む)

### ・一般状況

(年度	表国民健	康保険加入*	犬況)								
年	(1)年度	末全市状況		(2)年	度末	三国	民健	康	保険加	入状況	
度	世帯数	人口	世帯数	加入	率	対前	ī年比	被1	呆険者数	加入率	対前年比
	世帯	人口	世帯		%		%		人	%	%
23	43,804	106,140	14,567	33.	25	- 0	.29		24,145	22.75	-1.13
24	44,345	105,961	14,401	32.	47	- 1	. 14		23,719	22.38	-1.76
25	44,530	105,557	14,177	31.	84	- 1	. 56		22,978	21.77	-3.12
26	44,664	104,717	13,868	31.	05	- 2	1.18		22,286	21.28	-3.01
27	44,829	103.954	13,414	29.	92	- 3	3.27		21,938	21.10	-1.56
年	(3)年 度		<u>健康</u>		波保			数			
度	一般	割合対	前年比	<u>艮職</u>	割部	<u></u>	対前年	比			
	人	%	%	人		%		%			
23	21,996	91.10	-1.93 2	,149	8.9	0	7.9	)4			
24	21,698	91.48		,021	8.5	52	-5.9	96			
25	21,280	92.61	-1.93 1	,698	7.3	39	-15.9	8			
26	20,732	93.03	2.58 1	,554	6.9	7	-8.4	-8			
27	20,644	94.10	0.42 1	,294	5.9	0	-16.7	'3			

### ・資格異動届出状況

(被	保険者	増洞	域内訳・増	)				
年			資	植	<u> </u>	取	得	
度	転	入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		人	人	人	人	人	人	人
23	7	704	3,795	90	104	0	61	4,754
24	6	84	3,554	116	104	0	65	4,523
25	7	704	3,162	83	96	0	80	4,125
26	6	650	3,080	89	86	0	40	3,945
27	5	598	2,869	69	95	1	51	3,683

(被	保険者増減	内訳・減	)						
年		資	格	·	夏	Ę		差	引
度	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢	その他	計	増	減
	人	人	人	人	人	人	人		人
23	721	2,880	143	185	990	110	5,029		-275
24	615	2,934	123	149	1,024	104	4,949		-426
25	662	3,011	92	168	831	102	4,866		-741
26	575	2,843	76	197	839	103	4,633		-688
27	574	2,872	76	188	950	96	4,756	•	1,073

(異	動届出書件	+数)														
年	取 得	喪	失	氏	名	世	帯	住		所	申	帯	Ħ	合		
度	届		届	変	更届	変	更届	変	更	届	変	更	届	計		対前年比
	件		件		件		件			件			件		件	%
23	3,355		3,930		142		401		3	363		3	362	8,	553	2.44
24	3,208		3,932		130		379		3	376		3	347	8,	372	-2.12
25	3,038		3,785		117		313		3	364		3	340	7,	957	-4.96
26	2,869		3,709		106		308		3	350		3	301	7,	643	-3.95
27	2,714		3,790		118		268		3	307		2	269	7,	466	-2.32

## 下記の場合は、14日以内に届出が必要

	こんなとき	届出に必要なもの
	他市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
国保加	職場の健康保険の被扶養者でなくな ったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
入	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
	他市町村に転出するとき	印鑑、保険証
国保	職場の健康保険に入ったとき (被扶養者になったとき)	印鑑、国保保険証及び職場の健康保険証
脱	死亡したとき	印鑑、保険証
退	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、特別永住者証明書、印鑑
	市内で住所が変わったとき	
そ	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証
の	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
他	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失したとき	印鑑、本人を証明するもの(免許証など)

#### 〇保険給付(一部負担金)

・本人一部負担金

一般被保険者 0歳~就学前 2割負担

6歳(就学前を除く)~69歳 3割負担

70歳以上 2割負担 1(一定以上所得者は3割負担 2)

1 ただし、昭和19年4月1日以前生まれの方は1割になる。

2 一定以上所得者・・課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税 所得が145万円以上でも、年収が70歳以上75歳未満の国保被保険者 の収入合計が2人以上で520万円未満の人(一人世帯の場合は、年収3 83万円未満)の場合は、申請により1割又は2割負担となる。

#### ・入院中の食事の一部負担(1食あたり)

一般加入者		360円			
   住民税非課税世帯等	90日まで	2 1 0 円			
(70歳以上では低所得の人)	9 1 日以上	160円			
70歳以上で低所得 の人	100円				

(住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証」(70歳以上の人で低所得者、の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の申請が必要)

低所得 ・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人(低所得 以外の人)

低所得・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から 必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

#### ・療養費

医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代やあんま、はり、きゅう、マッサージなどの施術料をいったん全額自己負担で支払われた場合、申請により認められれば、後から保険給付分が払い戻しされる。

平成 18 年 4 月 1 日から、小児弱視等の治療用眼鏡が療養費の対象となる (9 歳未満の小児)

#### ・出産育児一時金

国保被保険者が出産したとき、その世帯主に対し 404,000 円を支給(ただし、産 科医療補償制度を利用している分娩機関で出産した場合、16,000 円の追加支給。)。

#### 葬祭費

国保被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し50,000円を支給

#### ・海外療養費

短期間の海外渡航中の病気やけがの治療について、帰国後申請により療養費として給付

## ○高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすれば次の基準額を超えた分が払い戻される。

平成28年4月現在

#### 1.69歳までの被保険者の場合

上位标伊老	所得 901万円超	ア	252,600円+医療費が 842,000円を超えた場合 は、その超えた分の1%
上位所得者	所得 600万円超 901万円以下	1	167,400円+医療費が 558,000円を超えた場合 は、その超えた分の1%
ДĠ	所得 2 1 0 万円超 6 0 0 万円以下	ウ	80,100円+医療費が 267,000円を超えた場合 は、その超えた分の1%
一般	所得 210万円以下(住 民税非課税世帯を 除く)	ェ	57,600円
住民税非課税世帯		オ	35,400円

同じ世帯で同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合は、それらを合計してこの表の額を適用する。

・過去12ヶ月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、次の額を超えた部分を支給する。

	所得 901万円超	ア	140,100円
上位所得者	所得 600万円超 901万円以下	1	93,000円
	所得 2 1 0 万円超 6 0 0 万円以下	ウ	44,400円
— 般	所得 210万円以下(住 民税非課税世帯を 除く)	Н	44,400円
住民税非課税世帯		オ	24,600円

#### 2.70歳以上の被保険者の場合(後期高齢者医療該当者を除く)

		- LI \ F
	外来(個人単位)	] 外来+入院(世帯単位) 
現役並み所得者	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合 はその超えた分の1%を加算 (44,400円) 3
一般	12,000円	44,400円
低所得	9 000M	24,600円
低所得	8,000円	15,000円

3 過去 1 2 ヶ月以内に同じ世帯で 4 回以上高額療養費の支給を受けた場合、 4 回目 から限度額が下がる。

なお、高額療養費の支給対象となるのは、保険診療部分のみであり、食事代、差額ベッド代等は含まれない。また、同一の病院、診療所、薬局ごとで分け、さらに同一の病院、診療所であっても、医科と歯科及び入院と外来とはそれぞれ別で計算される。

#### ・高額の治療が長期間必要なとき

血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の人は「特定疾病療養受療証」を申請すれば、病院での毎月の自己負担限度額が10,000円までとなる。(平成18年10月から、70歳未満の上位所得者は20,000円)

#### ○保険料

区分	内容	
均等割	被保険者1人あたり	
平等割	被保険者1世帯あたり	
所得割	前年の総所得金額等 - 33万円(	)

#### 平成27年度

	医療分	後期高齢者 医療支援分	介護分
均等割	27,900円	8,400円	8,000円
平等割	21,700 円	6,200円	4,500円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	520,000円	170,000円	160,000円

#### 平成28年度

	医療分	後期高齢者 医療支援分	介護分
均等割	27,900 円	8,400円	8,000円
平等割	21,700 円	6,200 円	4,500円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	540,000円	190,000円	160,000円

保険料には、その所得に応じて均等割、平等割の2割、5割、7割減額の軽減制度がある。ただし、所得の申告がされていることが条件となる。

#### ・保険料の納期限(平成28年度)

1 期	2 期	3 期	4 期	5期	6 期	7期	8期	9期
8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日	3月31日

#### 特定健康診查、特定保健指導

平成20年4月より事業開始。

- 40歳以上75歳未満の国保被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療加入者に対して受診券などを送付し、生活習慣病などの疾病予防に役立てるため実施している。
- 40歳以上75歳未満の国保被保険者以外の人は、社会保険・健康保険組合等それぞれが加入している機関で同様に実施される。

#### 平成 27 年度結果

#### ・特定健康診査

対象人数	受診者数	受診率
14,832人	4,056人	27.3%

#### ·特定保健指導

対象人数	利用者数	利用率
399 人	100 人	11.2%

#### ○その他の保健事業

国民健康保険として、保険料の3%以上を目標に充てて保健事業に取り組み、市民の 健康増進を図ることにより医療費の抑制に努めている。

・市広報「つやま」への記事掲載

平成14年度から、単独の広報紙作成から市広報へ掲載する方式に変更。国保 に関するタイムリーなニュースを掲載している。

#### ・血圧計

1階市民ロビーに設置しており、来庁者が自由に計測できるようになっている。

#### • 医療費通知

国保被保険者に対して2カ月おきに郵送している。

#### • 体組成計

平成17年度に生活習慣病予防として機器を購入。対象者の各部位ごとの肥満の特徴、推定筋肉量を測ることが出来、運動の必要性などを指導する際の動機付けに活用している。健康福祉まつりや糖尿病教室の際にあわせて活用している。

#### ・ジェネリック医薬品 (後発医薬品)普及促進

平成21年度には、ジェネリック医薬品希望カードを配布し、国保啓発パンフレットにジェネリック医薬品に関するページを掲載、平成22年度には、前記に加えて健康セミナーを開催し、ジェネリック医薬品の普及を図った。平成23年度には、津山薬剤師会にジェネリックカードを配布し、各薬局で活用していただくようにした。平成24年度には、ジェネリック医薬品差額通知の送付を始めた。平成26年度からは更新用保険証にジェネリック医薬品希望シールを同封し普及を図っている。

#### ・保健師による保健事業推進

平成24年度から嘱託保健師を活用し、重複頻回受診抑制のための訪問指導、糖 尿病予防のための指導、特定健診の受診勧奨などを行っている。

平成28年度現在2名体制で実施中。

#### 後期高齢者医療制度

高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、高齢社会に対応する仕組みとして、後期高齢者の独立した医療制度が開始されました。

これまでは、75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人は国民健康保険や健康保険組合、 共済組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成 20年4月1日からは新たな独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受ける ことになりました。

	後期高齢者医療制度
根拠条例	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
	75 歳以上の人
	65 歳以上で
116 +v	(1)1級~3級の身体障害者手帳を持っている人
対象者	(2)4級の身体障害者手帳を持つ人のうち音声・言語障害、下肢障害(一部)のある人
	(3)療育手帳の重度障害(A)
	(4)精神障害者保健福祉手帳の1級・2級
	(5)国民年金法等における障害年金の1級・2級
	上記の人のうち、広域連合の認定を受けた人

医療機関での	・一般・低所得 ・低所得 の人 ・・・かかった医療費の1割
負担額	・現役並み所得の人・・・・かかった医療費の3割

所	現役並み 所得者	住民税の課税所得が 145 万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者。ただし、被保険者の収入合計が 2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の人は、申請により 1 割負担。現役並み所得の被保険者(世帯に他の被保険者がいない場合に限る)であって、世帯内の 70 歳以上 75 歳未満の人も含めた収入合計額が 520 万円未満の人も、申請により 1 割負担。
得	一般	現役並み所得者、低所得者 以外の人
区分	低所得者	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者 以外の人)
	低所得者	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いたときに 0 円となる人及び老齢福祉年金受給者

## 平成27年度

## (1) 加入状況(月末)

月	65~74 歳 (障害認定)	75 歳以上	合計
3	434 人	15,184 人	15,618人
4	434 人	15,171 人	15,605人
5	437 人	15,149 人	15,586 人
6	439 人	15,121 人	15,560人
7	435 人	15,127人	15,562人
8	432 人	15,146 人	15,578人
9	430 人	15,164 人	15,594 人
10	432 人	15,188 人	15,620人
11	428 人	15,191 人	15,619人
12	430 人	15,182人	15,612人
1	432 人	15,219人	15,651人
2	428 人	15,263 人	15,691 人
3	424 人	15,292 人	15,716人

## (2) 異動(増)

県外転入	年齢到達	障害認定	生保廃止	その他	県内転入	計
25 人	1,125人	81 人	23 人	4 人	37 人	1,295人

## (3) 異動(減)

県外転出	死亡	障害認定取消	生保開始	その他	県内転出	計
47 人	1,043人	1人	41 人	15 人	37 人	1,184人

## (4) 限度額適用・標準負担額減額認定申請受付

月	受付件数
4	49
5	53
6	138
7	59
8	1
9	37
10	36
11	41
12	42
1	47
2	49
3	57
合計	609

#### 【高額療養費制度】

ひと月当たりの一部負担金の合計額が以下の金額を超えた場合、申請により高額療養費として支給します。

	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
低所得者	9 000П	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 +(医療費 - 267,000円)×1%

過去12か月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

#### 【入院時食事代】

		1 食あたりの食費
現役並み所得	<b>幹者及び一般</b>	360円(1)
	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	2 1 0 円
低所得者	9 0 日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	1 6 0 円
低所得者		100円

<sup>1</sup> 一部260円の場合があります。

#### 【療養病床に入院したとき】

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

<sup>2 、</sup> の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

		1 食あたりの食費	1 日あたりの居住費
現役並み所得者及び一般		460円(3)	3 2 0 円
低所得者		2 1 0 円	3 2 0 円
低所得者		1 3 0 円	3 2 0 円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

<sup>3</sup> 保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

## 国 民 年 金

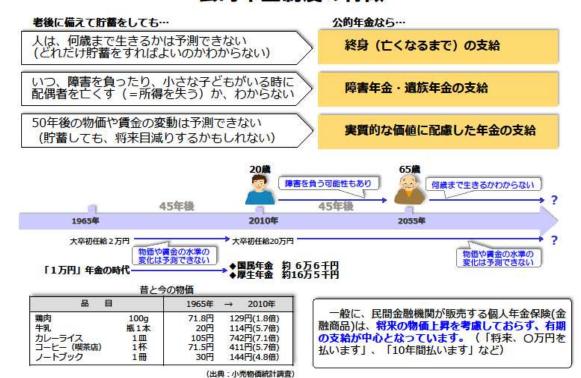
私たちの人生には、自分や家族の加齢、障害、死亡など、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備えるための仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、 自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで 生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくの かは予測できません。

公的年金制度には、国民年金、厚生年金と共済年金があり、市町村役場では主に国 民年金業務を行っています。国民年金制度は、すべての国民を対象として、老齢・障害・ 死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とし ています。日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、原則として全員国民年金に加入 しなければならないこととなっています。

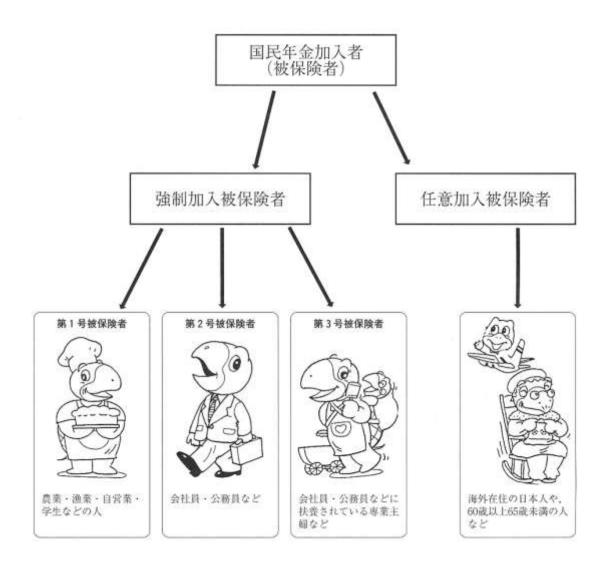
このように、国民年金等の公的年金制度は、予測することができない将来のリスクを、 社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

## 公的年金制度の特徴



#### 1. 国民年金に加入する人

国民年金の加入者を「**被保険者**」といい、必ず加入することになる「**強制加入被保 険者**」と、希望して加入できる「**任意加入被保険者**」の2種類に分かれ、このうち強 制加入被保険者は、職業によってさらに3種類に分かれます。



#### 被保険者年度別加入状況表

(単位:人)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第1号被保険者	12, 641	12, 317	11,825	11, 225	10, 628
第3号被保険者	7, 041	6, 915	6, 682	6, 514	6, 289
任意加入被保険者	220	171	146	139	121
合 計	19, 902	19, 403	18, 653	17, 878	17, 038

#### 2. 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は16,260円(平成28年度)です。 また、保険料を前払い(前納)すると保険料が安くなります。口座振替はさらに 保険料が安くなります。

納付方法	1ヶ月分	6ヶ月分	1年分	2年分
現金支払(月々)	16,260 円	97,560円	195, 120 円	393,000 円
現金支払(前納)		96,770 円	191,660 円	
【割引額】		【790円】	【3,460円】	
口座振替(前納)	16,210 円	96,450 円	191,030円	377, 310 円
【割引額】	【50円】	【1,110円】	【4,090円】	【15,690円】

#### (1) 保険料免除制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

#### 全額免除制度

#### 保険料の全額が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2 ( $\Psi$ 成 20 年度%までは 1/3) として計算されます。

#### ◆全額免除となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

## 一部免除制度(一部納付制度)

#### 保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

- 一部納付は3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。
  - 4分の3免除 → 年金額5/8 (平成20年度分までは1/2)
  - ・ 半 額 免除 → 年金額 3 / 4 (平成 20 年度分までは 2/3)
  - 4分の1免除 → 年金額7/8 (平成20年度分までは5/6)

#### ◆一部納付となる所得の「めやす」◆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ○4分の3免除 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半 額 免除 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ○4分の1免除 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※全額免除、一部免除ともに、10年以内でしたら追納することができます。ただし、 3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の 加算額が加わります。

#### 納付猶予制度

## 学生納付特例制度

納付猶予制度は本人と配偶者の所得が一定以下の50歳未満の方が、また、学生納付特例制度は本人所得が基準以下の学生の方が利用できる制度です。

将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が 残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止 するため、<u>申請により保険料の納付が猶予される制度</u>です。将来の年金額を増や すために、10年以内でしたら追納することができます。ただし、3年度目以降に 保険料を追納する場合には、猶予されていた時の保険料に一定の加算額が加わり ます。

免除制度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全額免除	2,364 人	2,346 人	2,355 人	2,233 人	1,997 人
4分の3免除	266 人	296 人	288 人	272 人	188 人
半額免除	168 人	143 人	172 人	189 人	121 人
4分の1免除	67 人	55 人	71 人	88 人	48 人
若年者納付猶予	416 人	404 人	412 人	360 人	311 人
学生納付特例	1,213 人	1,203 人	1,183人	1,173人	1,121人

※若年者納付猶予制度は平成28年7月から、納付猶予制度になりました。

#### 3. 基礎年金給付

65歳から一生涯老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

# 老齢

基 礎 年 余

平成 28 年度年金額 780,100円(満額)

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間 (480 月) の全期間 保険料を納めた人は、65 歳から満額の老齢基礎年金が支給 されます。

老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間 が最低 25 年間 (300 月) あることが必要です。(平成 29 年 8 月から最低 10 年間 に改定されます)

\*老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

780, 100 円×[保険料納付月数+(保険料全額免除月数×1/2(平成20年度分までは1/3))

+ (保険料 1/4 納付月数×5/8 (平成 20 年度分までは 1/2)) + (保険料半額納付月数×3/4 (平成 20 年度分までは 2/3)) + (保険料 3/4 納付月数×7/8 (平成 20 年度分までは 5/6)) ÷加入可能年数×12

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また、万一本人がなくなったときは、残された配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。

# 障害

基 礎 年 金

平成 28 年度年金額 (定額) **975, 125**円 (1級) **780, 100**円 (2級)

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表(1級·2級) による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

- (注1)子の人数によって加算(1人につき: 224,500円、3人目以降: 74,800円)があります。
- (注2) 平成23年4月から加算の範囲が拡大され、受給権発生後に生計を 維持する子を有した場合には、法が施行された平成23年4月1日 から加算の対象となります。

# 遺族

基 礎 年 金

平成 28 年度年金額 **1**, **0 0 4**, **6 0 0 円 (子が 1 人)** (基本額 (定額)): 780, 100 円 + 子 1 人の加算額 224, 500 円

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

- (注1)子は18歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は20歳まで支給されます。
- (注2)配偶者に支給される場合は、子の人数によって加算(1人につき 224,500円、3人目以降:74,800円)があります。
- \*障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

#### 4. 国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの基礎年金給付は、被保険者の 種別にかかわらず、すべての国民に共通する年金給付ですが、第1号被保険者及び 任意加入被保険者にのみ支給されるものとして次のような給付があります。

### 付加年金

付加保険料(400円)を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢 基礎年金に加算して支給されます。

■支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200 円×付加保険料納付月数

したがって、40年間付加保険料を納付した人の年金額は次のとおりです。

(老齢基礎年金) (付加年金の額)

780,100 円 + 200 円×480 月 = 876,100 円

#### 寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、 10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

#### ■支給される年金額

寡婦年金の額は、夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の4分の3です。

## 死亡一時金

3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、 その遺族に支給されます。

#### ■支給される金額

死亡一時金の額は、保険料を納付した期間に応じて、120,000 円 $\sim$ 320,000 円と定められています。

#### 特別一時金

障害年金等の受給権者であって、昭和61年4月1日前に国民年金に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人については、保険料の納付期間に応じて特別一時金が支給されます。

#### ■支給される金額

特別一時金の額は、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、一時金の対象となる保険料納付済期間に応じて、28,000 円~701,700 円と定められています。

#### 短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の加入期間が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

#### ■支給される金額

#### ■支給される金額

平成28年4月以降に基準月のある脱退一時金の請求があった場合の額は、保険料を納付した期間等に応じて、48,780円~292,680円と定められています。

#### 5. 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から福祉的措置として「特別障害給付金」を支給する制度が創設されました。

#### 特別障害給付金

特別障害給付金の支給対象となる人は、次のいずれかに該当する人です。なお、 障害基礎年金などを受給することができる人は対象になりません。

- (1) 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- (2)昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)がある人

#### ■支給される給付金額

特別障害給付金制度で支給される額は、障害基礎年金の場合と同様に障害の程度に応じて1級に該当する場合と2級に該当する場合で異なり、次のようになっています。

- (1)1級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 51,450円 (2級の 1,25 倍)
- (2) 2級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 41,160円

#### 6. 年金等の受給者数

(単位:人)

給付の種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
老齢基礎年金	26, 084	26, 916	27, 847	28, 609	29, 069
障害基礎年金	2, 177	2, 169	2, 169	2, 167	2, 168
遺族基礎年金	306	281	257	257	244
特別障害給付金	10	7	10	8	7

## 子育て支援

### 津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは、育児の応援をしてほしい方(依頼会員)と応援したい方(提供会員)がお互いに助けたり、助けられたりして育児の相互援助活動を行う会員組織(有償ボランティア)です。

所在:津山市新魚町17 アルネ・津山5階 津山男女共同参画センター「さん・さん」内

電話:31-8753

#### 年 度 別 会 員 数

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
依 頼	会 員	538人	532人	561人	560人	560人
提供	会 員	304人	338人	330人	367人	387人
両 方	会 員	129人	120人	112人	99人	88人
言	†	971人	990人	1,003人	1,026人	1,035人

#### 年 度 別 活 動 状 況

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
活 動	件 数	1,630件	1,741件	1,799件	1,517件	1,299件

## 親子ひろば「すくすく」

2歳までの子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」です。親子や子ども同士が一緒に遊んだり、親同士が子育ての情報交換をする場を提供しています。利用時間内は自由に出入りでき、予約の必要はありません。室内には専任の保育士が2名常駐しています。

所在:津山市山北800 津山すこやか・こどもセンター3階

開設日時:月曜日~金曜日(祝・休日は除く) 9:30~12:00 13:00~15:30

運営委託先:津山市社会福祉協議会

#### 年 度 別 利 用 者 数

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用組	数	7,779組	8,172組	8,426組	7,541組	7,582組
利用人	数	16,618人	17,728人	18,250人	16,400人	16,608人

平成19年度は7月から開始で、週1回の開催(アルネ・津山3階)

平成20年度は月曜日は津山すこやか・こどもセンター1階で、火~金曜日はアルネ・ 津山4階で開催

平成21年度から月~金曜日まで津山すこやか・こどもセンター3階で開催

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後や長期休み中に安全な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

児童クラブは現在、市内27小学校区に設置され、全学区対応クラブが2施設あります。

1. 平成28年度児童クラブ設置学区

東小、北小、南小、弥生小、高野小、林田小、鶴山小、大崎小、向陽小、一宮小河辺小、佐良山小、高田小、西小、広野小、成名小、高倉小、加茂小、勝加茂小、新野小、広戸小、秀実小、誠道小、中正小、喬松小、院庄小、清泉小

2.全学区対応クラブ

放課後児童健全育成センター津山、地域児童健全育成施設わらべ

3.児童クラブの運営は、津山市と委託契約を結んだ運営委員会及び法人の27団体が行っています。

#### 年度別実施状況

(年度末現在)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施クラス数	34クラス	34クラス	34クラス	34クラス	36クラス
在籍児童数	1,122人	1,167人	1,267人	1,241人	1,230人

(大規模クラブはクラスを分割して保育を行っている)

### 就学前教育・保育

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう、保育者の資質や専門性を高めるための研修、研究等を実施し、保育園(所)・幼稚園の保育・教育の質の向上を図ります。

### 津山市における就学前教育保育カリキュラム活用に関する取組

「津山市における幼児教育の理念と展望」を反映した「津山における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、公立私立保育園(所)・幼稚園において、平成25年4月からカリキュラムの活用に取り組んでいます。

平成28年度は、カリキュラム委員会主催の第2回津山市における就学前教育・保育カリキュラム公開保育研修会を開催します。

同研修会では、「子どもと共に創り出す保育環境とは ~子どもの主体性・保育者の意図を織り交ぜながら~」を研究テーマとして、津山市立東幼稚園で公開保育を行い、保育園(所)・認定こども園・幼稚園・小学校の職員が参加予定です。また、鳴門教育大学大学院学校教育研究科木下光二教授をお迎えし、指導・助言者として、鼎談・グループ協議等を行います。当該研修会は、幼児教育の理解と重要性について認識を深め、就学前の育ちを小学校につなげることについて、研修を深めることを目的としています。

## 保育園(所):幼稚園合同研修会

保育現場からのニーズに応じて、美作大学准教授居原田洋子氏による「就学前教育・保育職員研修平成28年度1・2・3年目職員研修会」、カイマネージメントによる「勇気付け対応研修」、ノートルダム清心女子大学講師青山新吾氏による「特別支援を必要とする子どもの対応について」、松尾小児科クリニック医院長松尾直光氏による「食物アレルギー対応について」等に関する研修会を企画し、市内外の公立私立保育園(所)・幼稚園を対象に合同研修会を実施して、質の高い保育・教育を担う保育者の育成に努めます。

## 保育園(所)・幼稚園の指導に関する取組

・市内公立私立保育園(所)・幼稚園の園訪問を実施し、各園の経営方針に基づく取組みや地域性、施設管理状況、保育実践、特別な支援を要する幼児や食物アレルギー対応状況について把握に努め、必要に応じて指導を行っています。【各園1~2回・特別支援に関する訪問:該当園1回】

- ・公立幼稚園における研究指定園等(幼稚園教育研究会指定)の研究指導や公立保育所・幼稚園の職員(新採用職員・年齢別の担任・特別支援補助員等)の指導、公立幼稚園等における合同保育実践園の取組の指導等を実施しています。【年間50回程度】
- ・保育所長会、幼稚園長会、主任会、津山市立幼稚園教育研究会等の会議に参加し、公立私 立保育園(所)・幼稚園の管理に当たっています。【年間70回程度】

## 特別な支援を必要とする子どもへの支援に関する取組

・津山市特別支援教育センター通級指導教室幼児部と連携し、巡回相談・教育相談の利用促進や在籍園訪問等による保育現場での実情から、早期発見早期対応の取組やインクルーシブ教育の現状把握に取り組んでいます。関係団体との情報交換を行い、必要に応じた対応を検討します。【幼児部ミーティング8回、津山市特別支援教育推進センター・ミーティング3回】

## 児 童 館

児童館は、0歳から18歳までの全ての児童が、遊びを通してその健康を増進し、情操を 豊かにするとともに、地域における子育て支援を行い、子供会、親子クラブ、放課後児童ク ラブ等の地域組織活動の育成・助長を図るなど、様々な児童の健全育成に必要な活動を行う ことを目的とした児童厚生施設です。建物には集会室、遊戯室、図書室などを設けています。 活動内容は、運動や遊具による遊び、創作活動、季節の行事並びに親子クラブ、一輪車ク ラブ、けん玉クラブなどの自主的グループによる活動も実施されています。

### 阿波児童館

所 在 地 津山市阿波1782-1(平成7年4月開館)

敷地面積 871.96㎡ 建築面積 197.64㎡ 電話 46-2076(FAX兼用)

### 加茂児童館(ぐりむ児童館)

所 在 地 津山市加茂町中原97-1(昭和61年4月開館)

敷地面積 2,474㎡ 建築面積 296.68㎡ 電話 42-3168(FAX兼用)

### 中央児童館

所 在 地 津山市山北765(昭和53年4月開館)

敷地面積 800.00㎡ 建築面積 225.56㎡ 電話 22-2099(FAX兼用)

### 南児童館(ワイワイ児童館)

所 在 地 津山市横山26-2(平成13年5月開館)

敷地面積 861.00㎡ 建築面積 237.02㎡ 電話 24-4400(FAX兼用)

## 阿波児童館

X	-	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児		童	1,433人	1,204人	1,691人	1,241人	762人
保	護	者	241 人	305 人	238 人	193人	158人
可		体	112人	171 人	89 人	190人	367人
	計		1,786人	1,680人	2,018人	1,624人	1,287人
月	平	均	149 人	140 人	168 人	135人	107人
1 [	日平	均	12 人	11 人	13 人	9人	6人

### 加茂児童館

×	<u> </u>	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児		童	5,318人	5,851人	5,352人	4,401人	3,378人
保	護	者	1,618人	2,039人	2,154人	2,052人	1,613人
団		体	494人	745人	681人	1,853人	1,329人
	計		7,430人	8,635人	8,187人	8,306人	6,320人
月	平	均	619人	720人	682人	692人	790人
1	日平	<sup>互</sup> 均	25人	29人	28人	28人	32人

## 中央児童館

[	X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児		童	14,868人	15,673人	13,661人	13,670人	14,305人
保	護	者	6,545人	6,775人	6,586人	6,161人	7,020人
寸		体	3,504人	3,634人	3,555人	3,488人	3,446人
	計		24,917人	26,082人	23,802人	23,319人	24,771人
月	平	均	2,076人	2,174人	1,984人	1,943人	2,064人
1	日 2	平 均	93人	89人	81人	80人	85人

## 南児童館

X		分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児		童	9,233人	9,357人	8,345人	9,667人	10,776人
保	護	者	4,382人	4,432人	3,701人	4,648人	5,450人
寸		体	3,451人	3,433人	2,593人	3,018人	2,956人
	計		17,066人	17,222人	14,639人	17,333人	19,182人
月	平	均	1,422人	1,435人	1219人	1,444人	1,598人
1 E	3 平	均	58人	60人	50人	59人	66人

## 児 童 福 祉

児童福祉法は、すべての児童が国・地方公共団体及び保護者によって等しく生活を保障され、心身ともに健全に育成されることを目的として制定されています。

近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の増加、家庭や地域子育て機能の低下など、児童及び家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、次世代を担う子供を安心して生み育てられる環境づくりが急務の政策課題となっています。そうした中で、市においては児童福祉施設の充実、保育所特別保育事業の実施、児童手当、児童扶養手当等の支給、母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の実施、心身障害児の福祉増進などに努めています。

### (1) 保育所(園)・認定こども園

保育所(園)は、保護者が就労や病気などにより、家庭において保育ができない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。保育の実施は、保育を希望する保護者からの申請に基づき、保育の入所基準に従って決定されます。

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て 支援も行う施設です。0歳から2歳児は保育のみ、3歳から5歳児は、保護者の就労 などの状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けることとなります。

いずれの施設も、保育料は保護者の負担能力に応じた金額で算定します。

								1.5		
公私立	た⇒几米ん	定員		入	所	人	Į (,	人)		充足率
の別	施設数	(人)	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳~	計	(%)
公立保育所	4	350	9	53	54	81	82	69	348	99.4
私立保育所	23	2,440	132	390	439	518	504	547	2,530	103.7
計	27	2,790	141	443	493	599	586	616	2,878	103.1
公立認定こども園	1	200	8	22	29	41	44	36	180	90.0
私立認定こども園	1	48	0	0	15	6	8	5	34	70.8
計	2	248	8	22	44	47	52	41	214	86.3
合計	29	3,038	149	465	537	646	638	657	3,092	101.8
乳幼	児 人		863	853	837	897	885	905	5,240	
乳幼児人	、口に占 率 (%)		17.3	54.5	64.2	72.0	72.1	72.6	59.0	

保育 所・認定こども園 入 所 状 況 (平成28年4月1日現在)

### 年度別入所状況

(年度末現在)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入所人員	3,334人	3,385人	3,320人	3,299人	3,380人
) にモゼ 井土	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
入所委託費計	2,252,339	2,245,050	2,246,600	2,253,664	2,545,137

認定こども園は、平成28年4月から実施

### (2) 障害児保育(23か所)

保育が必要な障害児で、保育所での集団保育が可能な限り、保育所に受け入れて、 健常児と一緒に保育することが児童の福祉を図る上で望ましいとされることから実施 しています。一般的な条件としては、中程度までの障害児で集団保育が可能であり、 日々通所できる場合となっています。

### 年度別実施状況

(年度末現在)

X	分	平23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施	園 数	24か所	23か所	25か所	24か所	23か所

### (4) 延長保育(27か所)

保護者の勤務や通勤時間等の理由で、保育の延長が必要な児童を対象に保育時間を 延長して、午後7時までの保育を実施しています。

#### 年 度 別 実 施 状 況

(年度末現在)

X	分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ利	用者数	34,241人	31,700人	29,083人	35,324人

平成27年度より短時間認定利用者含む

### (5) 一時預かり事業(16か所)

育児疲れの解消や保護者の急病時、就労形態の多様化に伴う継続的な保育など、入 所児童以外の児童の一時的な保育需要に対応するため、緊急・一時的に保育を希望す る場合に利用することができます。

非定型的保育サ・ビス

保護者の就労(再就職の準備)・職業訓練・就学形態等により、家庭における 保育が週に3日程度まで断続的に困難となる児童に対する保育

緊急保育サ - ビス

保護者の傷病、入院、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭、ボランティア活動、 地域社会活動、文化体育活動など社会的にやむを得ない事由により緊急・・時的

### に保育を必要とする児童に対する保育

私的理由による保育サ・ビス

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育

### 年 度 別 実 施 状 況

(年度末現在)

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ利	用者数	13,307人	11,731人	11,506人	9,395人	10,520人
休日	亿字					446 1
N L	不					446人

### (6) 休日保育(3か所)

保育の実施児童であって、保護者が休日等において保育できない場合に、事前に休 日保育事業の実施保育所に申込みをした上で利用することができます。

### 年度別実施状況

(年度末現在)

X	分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べる	利用者数	582人	547人	503人	548人	588人

平成27年度より一時預かり事業に移行。

### (7) 病児保育(病児対応型)(1か所)

病気回復期にある児童を病院に付設された専用室において、一時的に預かり、保護者の子育て支援と就労支援を図ることを目的に、平成14年度から実施しています。

### 年度別実施状況

(年度末現在)

X	分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ利用を	<b></b>	656人	820人	666人	829人

### (8) 病児保育(体調不良児対応型)(12か所)

保育所に通所している児童が、保育中に微熱を出すなど、「体調不良」となった場合において、看護師等を配置して安心かつ安全な体制を確保しています。

#### 年度別実施状況

(年度末現在)

×	区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
実	施	袁	数	11か所	11か所	11か所	11か所	12か所

## (9) 子育て支援センタ - 事業 (4か所)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不 安等についての相談指導及び子育てサ - クル等への支援・地域への出前保育などを実 施しています。

## 年度別実施状況

(年度末現在)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
やよい子育て支援センター	1,600組	1,450組	1,878組	1,634組
地域子育て支援センター(勝北)	1,439組	1,673組	1,745組	1,292組
すこやか子育て相談センター (一宮)	1,287組	950組	991組	675組
子育て支援センター(久米)	1,549組	1,004組	1,030組	1,187組

### 助 産 施 設

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保健上入院助産を受けることが必要であるが、経済 的理由により、入院できない妊産婦を入所させて助産を受けさせることができる施設として、 市内に1カ所あります。

年 度 別 実 施 状 況

(年度末現在)

×	<u> </u>		分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
施	記	ይ	数	1 か所	1か	1 か所	1か所	1 か所
定			員	1人	1人	1人	2人	2人
措	置	人	数	3人	5人	2人	2人	7人

## 児 童 手 当(特例給付)(旧:平成22年3月末日まで)

児童手当は、国・地方公共団体・事業主の三者が費用負担し、児童を養育している家庭に 支給することによって、児童の養育費を補足し家庭における生活の安定に寄与するとともに、 次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。(平 成22年4月から一時期「子ども手当」への制度変更がありました。)

- 1. 支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給
  - (1) 小学校修了前までの児童を養育している人
  - (2) その人の前年の収入が一定の額に満たないこと
- 2. 支給額は、第1・2子についてはそれぞれ月額5,000円、3子以降の1人については 月額10,000円 3歳未満の乳幼児は、出生順位にかかわらず一律10,000円
- 3.支給月は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて 支給

年度別支給状況(2月末現在)

×	分			平成22年度		
10 =====	件		数	7,819件		
児童	于ヨ	児	童	数	11,158人	
#± /Til 4	,∧./ <del>.</del>	件		数	130件	
特例約	油刀	児	童	数	178人	
	±1	件		数	7,949件	
合	計	児	童	数	11,336人	

- 1) 平成18年4月1日 ~ 小学校6年生まで対象年齢拡大 所得制限の緩和
  - 2) 平成22年4月1日~ 子ども手当に変更 平成22年6月に平成22年2・3月の2か月分を支給

## 子ども手当(平成22年4月1日~24年3月末日まで)

平成22年4月から従来の「児童手当」から「子ども手当」に替わりましたが、平成24年4月1日からは新しい「児童手当」制度が始まりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨の下に中学校修了前までの子どもの養育者に手当を支給する制度です。

### 対象となる子ども及び手当額

- 1.支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給 中学校修了前までの子どもを養育している方(父又は母、養育者)が受給者となります。 父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。
- 2.支給額は、平成22年4月から平成23年9月分までは、中学校修了前までの子ども1人 につき月額13,000円

平成23年10月から平成24年3月分までは、3歳未満は月額15,000円3歳から小学校修了までは第1・2子は月額10,000円、第3子以降は月額15,000円中学生は一律月額10,000円

3. 支給月は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの10日(休日の場合は、その前日) に前月までの4カ月分をまとめて支給

			•	-		7 5 1 1 75 .— 7	
	区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
フバナチツ	<b>エ</b> エ ル	件		数	10,747件	10,622件	0件
17 6	子ども手当	児	童	数	14,671人	14,563人	0人

年度別支給状況(2月末現在)

## 児 童 手 当(特例給付)(新:平成24年4月1日~)

平成24年4月から「子ども手当」制度に替わり、新しい「児童手当」制度が始まりました。 児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認 識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の 安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした 制度です。

### 対象となる児童および手当額

- 1.支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給 中学校修了前までの児童を養育している方(父または母、養育者)が受給者となります。 父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。
- 2.支給額は、3歳未満は月額15,000円

3歳から小学校修了までは第1・2子は月額10,000円、第3子以降は月額15,000円 中学生は一律月額10,000円 3. 支給月は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの10日(休日の場合は、その前日) に月までの4カ月分をまとめて支給

年度別支給状況(2月末現在)

X	分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童手	受給者数	7,880人	7,759人	7,634人	7,526人
当	児童数	13,848人	13,621人	13,386人	13,245人
特例給	受給者数	234人	219人	223人	241人
付	児童数	404人	383人	402人	424人
<u></u>	受給者数	8,114人	7,978人	7,857人	7,767人
合 計	児 童 数	14,252人	14,004人	13,788人	13,669人

## 児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母のいない家庭の児童もしくは実質的に父又は母が不在の状態にある家庭の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に支給される制度です。

- 1.対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、次のいずれかに該当する児童です。
  - (1) 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
  - (2) 父又は母が死亡した児童
  - (3) 1年以上にわたり父又は母が生死不明か、父又は母から遺棄されている児童
  - (4) 1年以上にわたり父又は母が法律により拘禁されている児童
  - (5) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
  - (6) 婚姻によらないで生まれた児童
  - (7) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 2. 手当の額は、全部支給の場合は第1子が月額42,330円、一部支給の場合は42,320円から9,990円の間で所得に応じて手当額が設定されます。また平成28年8月分以降は第2子(月額5,000円)、第3子以降(月額3,000円)の多子加算分について増額し、所得に応じた手当額が設定されることとなりました。第2子は全部支給で月額10,000円、一部支給の場合は9,990円~5,000円、第3子以降は全部支給の場合は月額6,000円、一部支給の場合は5,990円から3,000円で請求する人の所得によって決定されます。
- 3. 手当を請求する人、又は同居の扶養親族の所得が一定金額以上あるときは、手当は一 部又は全額支給されません。
- 4. 支給月は、毎年4月・8月・12月にそれぞれの月の前月までの4か月分をまとめて 支給されます。

### 年度別支給状況

(年度末現在)

X	<u> </u>	分		分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支	給	件	数	1,211件	1,229件	1,211件	1,159件	1,125件		

### 自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金事業とは、母子家庭の母や父子家庭の父の就労を促進するために指定された講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給し、母子家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

- 1.対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。(ただし、父子家庭の父は平成25年4月から適用とする) 所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。
- 2.対象となる講座は雇用保険制度による教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座です。
- 3 . 受講料の60%(ただし、上限200,000円。12,000円に満たない場合は支給無し。) を受講終了後に支給します。
- 4.訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座について事前相談が必要です。

### 年度別支給状況

(年度末現在)

×	区分		分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支	給	件	数	1件	0件	2件	1件	1件

## 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父の就労に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、 2年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給し、母子 家庭や父子家庭の自立を支援する制度です。

1.対象となるのは市内に在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父です。(ただし、父子家庭の父は平成25年4月1日以降に修業を開始した者とする)

所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります。

- 2.対象となる資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等です。
- 3. 高等職業訓練促進給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯が月額100,000円、市町村民税課税世帯が月額70,500円、支給対象期間は3年間を上限とする。
  - 高等職業訓練修了支援給付金の支給額は、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円。

平成24年3月31日までに修業を開始した場合は、市町村民税非課税世帯が月額141,000円支給、期間は修業期間の全期間で申請をした月から支給します。

- 4. 給付金の支給を受けるためには、養成機関に入学する前に事前相談が必要です。 既に修業されている方で、給付を希望される方は、速やかにご相談ください。
- 5.申請時期は高等職業訓練促進給付金の場合、修業を開始した日以後。高等職業訓練修 了支援給付金は訓練終了後30日以内となります。

### 年度別支給状況

(年度末現在)

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
高等職促進 維		5件	3件	4件	2件	0件
高 等 職		2件	1件	2件	2件	0件

平成22年度から開始された制度のため、平成21年以前の支給はありません。

## 遺児激励金

義務教育中の児童で、保護者の双方又は一方と死別した児童に対し、その児童の保護者又は保護者に代って監護養育をしている者に支給し、遺児となった児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

### (支給額)

1. 入学激励金 1人につき 10,000円 (小・中学校に入学するとき)

2.卒業激励金 "10,000円(中学校を卒業するとき)

3. 保護者死亡見舞金 "10,000円(遺児となったとき)

### 年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

X	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入 学 激	励 金	10人	7人	4人	7人	7人
卒業激	励金	15人	人8	6人	7人	8人
保護者列 舞金	E亡見	8人	5人	3人	1人	5人
合	計	33人	20人	13人	15人	20人

## 母子及び父子並びに寡婦福祉

平成26年10月1日から母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子家庭に対する支援が拡充されます。母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の向上を図ることを目的として制定されています。法の基本理念として国・地方公共団体は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進についての責務を有し、すべての母子家庭及び父子家庭の児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母や父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとなっています。

市では生活の安定と向上のために各福祉資金の貸付制度、母子・父子自立支援員による身 上相談や自立に必要な指導業務、就労支援を行っています。

## 母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金貸付制度

- 1.母子及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための資金を貸付けする制度です。また、平成26年10月1日からは父子福祉資金貸付制度が創設され、 父子に対しても修学資金、生活資金等を貸し付けることができるようになりました。
  - 1)貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

2)貸付利率

無利子、又は年1%

### 年度別利用状況(新規)

	区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
貸	付	件	数	10件	8件	11件	17件	20件

## 母子 ・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及父子家庭並びに寡婦福祉の増進と自立支援のために、次の業務を行っています。

- 1. 母子・寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付け並びに償還に関する相談
- 2. 児童の養育・就学及び就職の問題や家庭紛争・再婚など生活一般に関する身上相談
- 3. その他

年度別相談件数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生活一般	496件	652件	725件	489件	515件
児 童	56件	84件	108件	49件	65件
生活援護	247件	226件	263件	150件	314件
その他	58件	28件	61件	32件	24件
計	857件	990件	1,157件	720件	918件

平成23年度から父子相談件数含む。

## 母子福祉協力員

おおむね小学校区に1名の母子福祉協力員を配置し、生活に追われて地域から孤立しがちな社会的・経済的に弱い立場にある母子家庭に対して、恒常的に訪問し、生活全般にわたる相談を行っています。地域における母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、現在、19名の協力員に業務を委嘱しています。

年度別活動状況

Σ	区分		分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
訪	問	件	数	363件	298件	354件	223件	209件

## 医療 福祉

### 子ども医療

出生の日から中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の自己負担額を公費で負担する制度です。

対象児童	外来	入院	
小学校就学前	無料	無料	
小,由学生	1割	<b>4</b> 111, 1451	
小・中学生	(負担上限月額 44,400 円)*	無料	

<sup>\*</sup>小・中学生は外来診療において保険診療分の1割を自己負担し、1ヵ月の自己負担額が44,400円を超えたときは、その超過分も公費負担となります。

#### 子ども医療費受診件数及び公費負担額

年	度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件	数	143,893 件	181,222 件	197,007件	204,633 件	197,316件
公費	負担額	286,094,626 円	335,494,226円	350,441,299 円	362,306,892 円	348,210,234 円

- 1) H 9.4.1 改正 対象児を 1 歳未満 3 歳未満へ引き上げ、所得制限を設定
- 2) H11.4.1 改正 助成率を 8/10 10/10 へ引き上げ (所得制限適用分は単市負担)
- 3)H13.10.1 改正 償還給付から現物給付
- 4) H15.4.1 改正 対象児を3歳未満 4歳未満へ引き上げ
- 5) H16.4.1 改正 対象児を4歳未満 5歳未満へ引き上げ
- 6) H17.4.1 改正 対象児を5歳未満 6歳未満へ引き上げ
- 7) H18.4.1 改正 対象児を6歳未満 小学校就学前までに引き上げ
- 8) H22.10.1 改正 「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更

入院診療分について、対象児を小学校就学前 中学校3年生修了までに引き上げ

- 9) H23.7.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校就学前 小学校3年生修了までに引き上げ
- 10) H24.4.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校3年生修了まで 小学校6 年生修了までに引き上げ
- 11)H25.4.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校6年生修了まで 中学校 3 年生修了までに引き上げ

### 未熟児養育医療

未熟児として生まれ、医師が入院養育を必要と認めた場合に、その医療費の自己負担分に ついて給付を行うものです。入院は指定養育医療機関に限られ、退院までの全期間(最長で 満1歳の誕生日の前日まで)が給付の対象となります。

### 未熟児養育医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 25 年度	平成 26 年	平成 27 年度
件数	13 件	22 件	57 件
公費負担額	3,076,632 円	1,727,978円	6,390,330円

平成25年4月1日から事務が、県から権限移譲されました。

### ひとり親家庭等医療

所得税が非課税であるひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のない児童並びにその児童と同居して養育している配偶者のない者に、医療費の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。(対象となる「児童」とは、18歳未満の者又は高等学校に在学している場合は18歳になる年度末までが対象となります。18歳以上で高校に在学している場合、20歳になる年度末まで延長できる場合があります。)

公費負担額は医療費の自己負担額から一部負担金(定率制・定額制の医療機関によって異なります。)を差し引いた額となります。

ひとり親家庭等医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	25,362件	25,018件	25,304件	25,883 件	25,558件
公費負担額	58,127,628円	55,980,846円	58,840,475円	60,066,011円	59,695,128円

1) H13.10.1 改正 償還給付から現物給付へ

### ひとり親家庭等医療費受給者

年	度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ひとり親家	庭等の父母	1,040 人	985 人	1,013人	993 人	976 人
ひとり親家	庭等の児童	1,733 人	1,581人	1,625 人	1,586人	1,580 人
父母のな	ない児童	1人	1人	4 人	2人	3人
合	計	2,774 人	2,567人	2,642 人	2,581 人	2,559人

## 津山市立保育所・認定こども園

### 保育所・認定こども園運営事業

### 1. 施設の概要

<保育所>

名称	所在地	定員	園児数(4/1現在)	建築年度
一宮保育所	津山市東一宮1227	120名	113名	S53改築
公郷保育所	" 加茂町公郷1565	3 0 名	2 5 名	S51新築
久米保育所	<b>"</b> 南方中1744-1	140名	148名	H 1 1 "
倭文保育所	<b>" 里公文1754-1</b>	60名	6 6 名	H 2 1 "

(久米保育所、倭文保育所の運営は民間委託)

<認定こども園>

勝北風の子こども園 "新野東600-1

1号15名14名H20 "2・3号200名180名

### 2.特別保育事業

市立保育所・認定こども園では次の特別保育事業を実施しています。

### (1)障害児保育事業

### (2)延長保育事業

公郷保育所以外で午後7時まで延長しています。

#### (3)一時預かり事業

勝北風の子こども園、久米保育所で実施しています。

### 3.地域子育て支援センター事業

市立保育所・認定こども園では一宮保育所、勝北風の子こども園、久米保育所で実施しています。電話やインターネットなどを利用しての子育て相談、地域への出前保育等、 子育て中の家庭への支援を行っています。

一宮保育所「すこやか子育て相談センター」(平成5年10月開設)TEL 27-2241(FAX27-0300)勝北風の子こども園「地域子育て支援センター」(平成21年4月開設)TEL 36-5115(FAX36-8845)久米保育所「地域子育て支援センター」(平成11年4月開設)TEL 57-2501(FAX57-2308)

## 津 山 市 立 幼 稚 園

## 幼稚園の教育

幼稚園は子どもが初めて出会う学校であり、幼稚園教育要領に基づき、小学校入学までの幼児に集団で生活することを通じて、さまざまな教育を行っています。

### 1. 施設の概要

名称	所在地	定員	園児数(4/1 現在)	建(改)築年度
西幼稚園	津山市小田中1364-1	140名	1 1 名	S 4 2
東幼稚園	津山市林田767-1	210名	3 6 名	S 5 3
河辺幼稚園	津山市国分寺1122	140名	1 4 名	H 2
大崎幼稚園	津山市金井11-10	70名	9名	H 1
院庄幼稚園	津山市院庄1041	70名	1 4 名	H 1 2
鶴山幼稚園	津山市小田中184	210名	5 1名	S 4 0
田邑幼稚園	津山市上田邑11	70名	休園中	S 5 3
佐良山幼稚園	津山市皿 6 7 2	140名	1 3 名	S 3 9
高田幼稚園	津山市下横野1172-5	70名	2 1 名	S 5 7
清泉幼稚園	津山市綾部393-1	70名	7名	S 4 4
成名幼稚園	津山市野村135-8	70名	3 1名	S 5 5
二宮幼稚園	津山市二宮1977	105名	1 3 名	S 5 2
加茂幼稚園	津山市加茂町塔中147-1	105名	2 8 名	H 5
阿波幼稚園	津山市阿波1788-1	105名	休園中	H 1 0
	計 1	, 5 7 5 名	2 4 8 名	

## 2. 入園状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

施設数	定員(名)		入 園 児	, 数 (名)		在籍率
//也言又安义	上具(石)	3歳	4 歳	5 歳	合計	(%)
1 2	1 ,4 0 0		1 2 3	1 2 5	2 4 8	17.7
幼 児 人 口			8 8 5	9 0 5	1,790	
幼児人口に占める 入園率 (%)			13.8	13.8	13.8	

### 3. 未就園児交流事業

幼稚園では地域に親しまれ、身近な遊び場として利用される幼稚園づくりを目指して、未就園児を対象に園庭や施設を開放しています。(絵本の読み聞かせ、園行事への参加、幼稚園児との交流等)

### 4. 預かり保育事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援を目的として、市 立3園(東幼稚園・鶴山幼稚園・加茂幼稚園)で預かり保育を実施しています。

## 児 童 相 談

## 児童相談窓口

児童福祉法の改正により市町村も児童相談業務を担うこととなり、児童相談窓口が設置され、児童虐待の通告先となりました。また、関係機関と連携しながら、児童虐待だけでなく、養育支援が特に必要である児童や、妊婦に対する支援も行うこととなっています。児童相談員2名を配置し、子育ての悩み、子どもの発達、性格・行動・しつけ、非行、子どもの虐待など児童の抱える問題、課題を児童相談所等の関係機関と連携を図りながら相談指導しています。

### 相談種類別受付件数

(件)

	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
美雄	虐待	72	83	122	113	84
養護	その他	79	86	80	120	122
保健		2	13	6	15	58
障害		0	2	2	1	4
非行		1	3	5	0	0
	性格	0	9	5	0	0
育成	不登校	6	6	7	11	8
月八	適性	0	20	15	17	4
	育児・しつけ	12	12	21	35	35
その他		81	4	6	2	10
計		253	238	269	314	325

平成23年度からの受付件数は福祉行政報告例による。

## 地 域 医療

### 救急医療

津山市では、津山市医師会や津山圏域消防組合、津山・英田圏域内の医療機関などの協力により、傷病程度に応じ夜間や休日などの診療時間外においても安心して受診できる救急医療体制を整備しています。

一次(初期)救急医療体制

・《夜間当番》 津山中央病院及び津山第一病院により夜間の初期救急

患者に対する医療を実施。

・《休日昼間当番》 当番病院により、休日昼間の初期救急患者に対する医

療を実施。

二次(重症)救急医療体制 休日昼間の一次救急医療で対応できない重症患者に対

する救急医療体制。津山・英田圏域内6医療機関によ

る当番制で実施。

三次(重篤)救急医療体制 津山中央病院救命救急センターにおいて、24時間体制

で重篤患者に対する医療を実施。

小児救急医療体制 24 時間体制で小児救急医療体制を確保するため、津山

中央病院において平成20年10月から小児救急医療拠点病院運営事業を実施。地域の開業医の協力による支

援体制も整えられています。

津山歯科医師会の協力により、下記のとおり休日歯科救急診療体制を整備しています。

休日歯科救急診療体制 津山歯科医療センターにおいて当番制により、休日昼

間の歯科救急患者に対する医療を実施。

障がい者歯科診療<br/>毎月第1・2・4日曜日に実施。

高齢者歯科検診 毎月第1日曜日に実施(1月については、他の日曜日

に実施し

母親歯科教室 偶数月の第3日曜日に実施。

在宅訪問歯科診療 随時実施。

## 保 健 指 導

## 予防接種

なるべく早い時期に予防接種を受けて、病気の感染を予防することが必要です。

### 【定期接種】

予防接種法に基づく、予防接種です。

ア的技性法に基づく		
種類	対 象	接種場所
ヒブ( インフルエン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
ザ菌 b 型 )		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
四種混合	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者、	
(ポリオ+3種混合)	11歳~13歳未満(追加:二種混合)	
BCG	生後1年に至るまでの間にある者(標準として生後	
	5月に達した時から生後8月に達するまでの期間で	
	接種)	
麻しん・風しん	1期 生後12月から生後24月未満に至るまでの	
	間にある者	
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校入学	
	前の一年間	
日本脳炎	1期 生後6月から生後90月に至るまでの間に	
	ある者(標準として3歳で接種)	
	2期 9歳~13歳未満の者	県内の協力
B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に	医療機関
(平成28年10月1	至るまでの間にある者	
日より開始)		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある	
(水ぼうそう)	者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳と	
(ヒトパピローマウ	なる日の属する年度の末日までの間にある女子	
イルス感染症)		
インフルエンザ	65歳以上の者及び60~64歳で一定の障害を	
1 7 7 10 1 1 1	有する者	
	65歳の者及び60~64歳で一定の障害を有す	
	る者	
高齢者肺炎球菌	平成30年度までの間は、各該当年度に65歳、	
	70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、9	
	5 歳、100歳となる者を対象	

四種混合はジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの 4 種類のワクチンが入った予防接種。

日本脳炎の予防接種は、平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方に定期接種ができるようになりました。

### 【任意接種】

予防接種法に基づかない予防接種で、本人または保護者の希望により接種するものです。

種 類	対 象	接種場所
B 型 肝 炎	生後2月から1歳に至るまでの間にある者	
(平成29年3月31	(平成28年3月31日までに出生した児)	
日終了予定)		
小児のインフルエ	1歳から中学3年生相当の年齢の者	
ンザ		
(平成28年10月1		<b>主</b> 由の控力
日より開始)		市内の協力
高齢者肺炎球菌	満70歳以上	医療機関
	岡山県の「風しん無料抗体検査」で受けた検査結	
	果が陰性であり、以下のいずれかに該当する者	
大人の風しん	妊娠を希望している昭和41年4月2日から平	
	成5年4月1日生まれの女性とその夫	
	現在妊娠している女性の夫	

### 血 猫

医学が進歩した現在においても、輸血用血液を人工的につくることはできません。 献血は、病気や怪我などで輸血を必要としている方に、血液を無償で提供するボランティアです。

#### 《献血のできる人》

200ml 献血は 16 歳から、400ml 献血は男性 17 歳から、女性 18 歳からできます。 (65 歳以上の人は、60~64 歳で献血経験のある人)

### 《定期献血》

とき 毎月第4金曜日

10:00 ~ 11:30

12:30 ~ 16: 00

場 所 市役所1階市民ホール

現在は400ml献血のみの受付となっています。

採血した血液で、生化学検査、血球計数検査(献血者全員)を実施し、本人に通知があります。

### 市民の献血状況(延べ人数)

年	度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人	数	4,021人	3,942人	3,782人	3,873人	3,572 人

### 母子保健対策事業

### 乳幼児健康診査

乳幼児の心身の発育・発達状態の診察、育児相談等を実施しています。(無料)

健 診	対 象	場所	通知方法等
	4 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
   乳児健康診査	6~7か月になる月		親子(母子)健康手帳の無
<b>光</b> 元度原砂县	9~10 か月になる月	県内協力医療機関	料券を利用して個人で随時 受診
1歳6か月児 健康診査	1 歳 7 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
3 歳 児 健康診査	3歳1か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり

乳幼児健康	診査	受診率					
年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
乳	児		07.00/	00.0%	07.40/	00 40/	
健康診	查	95.1%	97.9%	98.8%	97.1%	96.4%	
1歳6か月	児		OF C0/	00. 20/	00 40/	00.7%	
健康診	查	95.0%	95.6%	99.3%	98.4%	96.7%	
3 歳	児	0.4 70/	00. 70/	00 00/	06 60/	05 00/	
健康診	查	94.7%	96.7%	96.6%	96.6%	95.9%	

### 妊婦医療機関健診

妊娠中は、健康管理のため定期的に健診を受ける必要があります。

妊婦一般健診(妊娠中 14 枚)

妊婦歯科検診(奇数月 第3日曜日 津山歯科医療センター 要予約) 初産婦が対象

### 乳幼児・妊産婦相談

場 所 津山すこやか・こどもセンター

と き 毎週月曜日 10 時~11 時 30 分

場 所 加茂児童館

と き 偶数月第2水曜日 11 時30分~12時

奇数月第2金曜日11時30分~12時

場 所 勝北保健福祉センター

と き 原則毎月第4火曜日 10時~11時30分

場 所 久米保健センター

と き 毎月第1火曜日 10時~11時30分

内 容 身長・体重測定、検尿、離乳食指導、予防接種説明、その他育児に 関することや妊娠中の相談など。

地域の公民館、公会堂、阿波児童館でも実施しています。(随時) 行事等で変更する場合があります。

### 乳幼児電話相談

育児に関することを気軽に相談できます。

保健師・栄養士が相談に答えます。

TEL.32-2069(平日8時30分~17時15分)

### 妊娠届出

お母さんとお子さんの健康を守るため、妊娠された方に、届け出により親子(母子) 健康手帳を交付します。健康記録として診察や保健指導の記録に、また、健康状態、健 診結果などの覚え書として利用します。

\* 各支所、出張所でも親子(母子)健康手帳の交付を行っています。

### 訪問指導

新生児、ハイリスク妊産婦、ハイリスク乳児等に対して、保健師等が訪問します。

### 妊婦学級(妊婦ぽんぽこ学級)

妊娠中に気をつけたいことや育児についてなど、みんなで楽しく学習します。

年4回実施(1クール3回コース)。

会場は津山すこやか・こどもセンター、男女共同参画センターさん・さん (アルネ津山 5 階)。

申し込みが必要になります。費用負担は調理実習材料代500円。

### 離乳食教室

7~11 カ月ごろの離乳食の調理方法と進め方を勉強します(申し込みが必要)。 会 場 津山すこやか・こどもセンター 年10回

### 子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口)

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をします。母子保健コーディネーター(保健師・助産師)が、妊娠や出産、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、出産・育児に向けて安心して過ごせるようにサポートします。

### 健康增進法関係事業

平成18年の医療制度改革で老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

平成19年度末に老人保健法が廃止され、特定健康診査、特定保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法に基づく事業として引き続き実施することとされました。

平成 10 年度から市町村の独自事業として実施してきたがん検診は、平成 20 年度から健康 増進法に基づく健康増進事業に位置付けられました。

#### 健康手帳の交付

特定健診、保健指導等の記録や、健康保持のために必要な事項を記入するなど、自らの 健康管理に役立てていただくため、交付希望者に健康手帳を配付しています。

### 健康教育

健診終了後、生活習慣病予防・転倒予防・認知症予防のことなど、健康に関する正しい知識を広めるために、津山すこやか・こどもセンター、公民館などで講座を開催します。また、出前健康づくり講座として、町内会やグループを対象に保健師、栄養士、作業療法士などを派遣します。

### 健康相談

#### ア 一般健康相談

と き 毎週月曜日 10 時~11 時 30 分

場 所 津山すこやか・こどもセンター

内容 血圧測定、尿検査、身体測定、体脂肪測定、その他健康に関する相談

#### イ 総合健康相談

平成 12 年度から、高齢者対応の総合健康相談窓口を常時設け、心と体の相談を通じて高齢期の健康管理を支援しています。

### 健康診査

津山市国民健康保険特定健診は、国民健康保険の事業であるが、健診実施については 健康増進課が保険年金課と共同で所管しています。

特定健診は、メタボリックシンドローム (内臓脂肪型肥満)に着目した健診を行い、 早期介入し、重症化の予防を行うための健診です。

高齢者健診については、高齢者の健康的な生活の確保・介護予防の視点から、糖尿病等の生活習慣病等の早期発見を目的とする健診です。

がん検診等は、がんの早期発見・早期治療を目的として実施しています。

## (医療機関での健(検)診)(集団検診も実施しています(別料金))

			料斗	金
検診名	該 当 者 ・ 内 容	実施場所・期間	69 歳以下	70 歳以上
津山市国保	津山市国保被保険者で年度内	津山市、苫田郡、勝	津山市国保	津山市国保
特定健診	に 40~74 歳になる者	田郡、美作市の医療	被保険者	被保険者
	身体計測・血圧・検尿・肝機	機関	1,000 円	500 円
	能検査・血糖検査・脂質検査・	6月~1月		
	診察・心電図・貧血検査・尿酸・			
	クレアチニン検査等			
津山市健康	津山市に住民票があり、年度内	市内の医療機関	-	500 円
診査	に 75 歳になる者	6月~1月		
	津山市に住民票がある生活保	市内の医療機関	無料	無料
	護受給者	6月~1月		
	身体計測・血圧・検尿・肝機			
	能検査・血糖検査・脂質検査・			
	診察・心電図・貧血検査・尿酸・			
	クレアチニン検査			
津山市高齢	津山市に住民票があり、年度内	市内の医療機関	-	500 円
者健康診査	に 76 歳以上になる者	6月~1月		
	身体計測・血圧・検尿・肝機			
	能検査・血糖検査・脂質検査・			
	診察・心電図・貧血検査・尿酸・			
	クレアチニン検査			
胃がん検診	40 歳以上	市内の医療機関	3,700円	1,300円
	対象者のうち、医師により胃X	6月~1月		
	線検査が困難と判断された者			
	は、内視鏡検査受診可能			
結核・	結核:65 歳以上	市内の医療機関	1,100円	400 円
肺がん検診	肺がん:40 歳以上	6月~1月		
大腸がん	40 歳以上	市内の医療機関	1,400 円	500 円
検診(便潜		6月~1月		
血検査)				
子宮頸	20 歳以上の女性	市内の産婦人科医療	1,900円	600円
がん検診		機関及び検診機関		
		6月~1月		

乳がん検診	30歳以上の女性	市内の実施医療機関	900 円	300 円
(40~69 歳	視触診	6月~1月		
の女性はど	40~69 歳の女性	赤堀・ESクリニッ	2,400円	-
ちらか一方	マンモグラフィと併用検診	ク・中国労働衛生協		
で受診)		会・津山第一病院		
		津山中央		
		6月~1月		
肝炎ウイル	40 歳以上の方で、肝炎ウイル	市内の実施医療機関	B·C1,100円	500 円
ス 検 診	ス検診を受けたことがない者	6月~1月	C 1,000円	400 円
			B 600円	300 円
前立腺がん	50~69 歳の男性	市内の実施医療機関	700 円	-
検 診		6月~1月		

- ・ 該当者は、平成29年3月31日現在でその年齢になる者。
- ・ 津山市広報で健(検)診の啓発をします。
- ・ 料金は、津山市国保特定健診は国保世帯で県市民税非課税世帯であれば減免(要申請) 他の健(検)診は、生活保護世帯(要申請) 県市民税非課税世帯(要申請)は無料
- ・ 医療機関や健(検)診により予約が必要な場合があります。

### 健康診査受診率

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
津山市健康診査	20.0%	18.4%	11.9%	12.9%	10.5%
胃がん検診	13.9%	14.4%	13.3%	12.8%	12.8%
子宮頸がん検診	14.9%	14.4%	14.2%	15.3%	12.3%
	(19.0%)	(18.5%)	(18.1%)	(19.3%)	(16.1%)
乳がん検診	17.4%	16.6%	16.8%	17.4%	15.8%
肺がん検診	24.2%	25.0%	23.8%	23.9%	25.1%
大腸がん検診	22.5%	23.3%	22.4%	22.9%	24.1%

子宮頸がん検診()は妊婦健診時の子宮頸がん検診受診者数を加えた割合(平成28年4月1日時点)

### 訪問指導

健診の要指導者等(健診後のフォローアップ対象者、健康相談を受けた者を含む)や 介護予防の観点から支援が必要な者、及び介護に携わる家族を中心に、保健師等が実施 しています。

### 精神保健福祉関係事業

精神障害者の福祉サービスは、障害福祉課が対応し、継続支援が必要な人の相談・支援を 健康増進課で実施しています。

事業名	事業内容					
患者会・家族会	出かける場所の提供と、仲間づくり・情報交換・ピアカウンセリングの場と					
(しろつめ草の会)	して、茶話会等を実施しています。					
相談	随時、電話・窓口等で受け付けています。					
家庭訪問	支援が必要な人及び家族を中心に保健師が実施しています。					

年度 区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	実丿	員	278 人	207 人	261 人	394 人	232 人
保健師の	相	談	186 人	181 人	157人	309 人	169 人
訪問・相	Ή	1日 政	(延べ 732 人)	(延べ 509 人)	(延べ 881 人)	(延べ 945 人)	(延べ 995 人)
談状況	±+-	問	233 人	213 人	215 人	179 人	163 人
	訪		(延べ 747 人)	(延べ 712 人)	(延べ 631 人)	(延べ 601 人)	(延べ 583 人)

## 健康づくり推進事業

市民が生涯を通じて、健康で生きがいのある生活を実現することを目的に、市民の健康づくりや要援護者・家庭の地域援護ネットワーク活動の総合的かつ効率的な推進を図るため、「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」(平成5年度)を設置し、その地域組織として市内44連合町内会支部ごとに「市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議」を組織化しています。単位町内会ごとに設置された支部推進会議を町内会役員、民生・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ役員などで構成し、支部推進会議活動、健康づくり活動、子育て支援活動、食育活動、高齢者あんしん活動などの事業を行っています。

また、生活習慣病やがんを予防し、寝たきりや認知症など介護の必要な状態にならないよう健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るための健康づくりを推進するために平成15年3月に策定した「健康つやま21」計画を「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」と連携し事業推進に努めています。平成25年3月には「第2次健康つやま21」を策定し、引き続き「すべての市民が共に支え合い、健やかで幸せに暮らせる津山」を目指して健康づくりを推進します。

## 食育推進事業

食育基本法第18条第1項、津山市食育推進会議条例に基づき、平成19年12月に「津山市食育推進計画」を策定し、食育を推進しています。平成25年3月には「第2次津山市食育推進計画」を策定し、今後も引き続き「健康で心豊かな生活が送れるしあわせな市(まち)」を目指して、家庭を中心として地域、教育現場(保育所、幼稚園、学校)、生産

者・食品関連事業者等さまざまな分野において総合的に食育を推進し、また行政の各部署が横断的な連携を図りながら、関係機関・団体との協働で津山らしさを生かした食育を推進します。

計画の中には市民がわかりやすく親しみを持って食育に取り組めるように「食育指針つやま」を定め、具体的な数値目標を掲げています。

		事	業	¥	名			回数	延べ人員
津	Щ	市	食育	推	進	会	議	1	15
津	山市	食	育 推	進チ	_	ム会	議	1	8
津	山市 '	食育	推進	本 部	事 務	局会	議	1	14
食	育	推	進	1	ベ	ン	7	6	985

(平成27年度 食育推進事業)

## 愛育委員・栄養委員

## 愛育委員

昭和30年、現在の岡山県愛育委員連合会が結成しました。津山市では昭和31年の佐良山地区に始まり、昭和35年4月、全25地区315名で津山市愛育委員協議会が発足しました。昭和37年には岡山県愛育委員連合会に加盟し、津山市愛育委員連合会と改称しました。平成17年2月28日の合併により、26支部から44支部になり、時代の変遷とともに活動分野も広がり、母子保健は勿論のこと、豊かさが実感できる健康で明るい地域社会を築くことを任務として、赤ちゃんからお年寄りまで地域に住むすべての人々の健康づくりへの支援活動を展開し、健康づくりボランティアとして、現在1,054名が愛育委員活動を行っています。

## 栄養委員

戦後の食糧不足の続く中、栄養失調等による病人も多く、地域の女性たちの「生きるための栄養改善運動」が自然発生的に開始され、津山市においても組織化の気運が高まり、昭和37年7月、津山市栄養改善協議会が誕生しました(婦人会が母体で、全市的ではありませんでした)。昭和53年4月には、旧津山市栄養改善協議会を発展的に解消し、津山市栄養改善協議会として新たに発足しました。愛育委員とは兼務であり、全市25地区513名の委員が選出され、その後市連合町内会の区域変更に伴い、現在愛育委員組織と同じ支部となっています。平成17年2月28日の合併により、26支部から44支部になっています。

活動目標や任務は、乳幼児から高齢者までの生涯を通じて食事・運動・休養など生活習慣を改善し健康づくりを進めることなど、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、行政機関や団体等と連携・協力しながら栄養委員活動を行っています。

### 平成 28 年度津山市愛育委員連合会及び津山市栄養改善協議会

### スローガン

「第2次健康おかやま21」「健やか親子21(第2次)」「第2次健康つやま21」「第2次 津山市食育推進計画」を推進しましょう。

地域で抱きしめる子育てを愛言葉で活動しましょう。

### 重点目標

母と子の健康づくりのための支援をしましょう。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を中心とした生活習慣病予防の推進をしましょう。

女性のがん予防の推進をしましょう。

正しい食生活の普及啓発と食育の推進に努めましょう。

生涯自分の歯で食べる8020運動の推進をしましょう。

みんなの健康を守るため、禁煙の輪を広げましょう。

地域全体で健康づくりに取り組みましょう。

心の健康づくりの推進をしましょう。

### 津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会の委員数

年	度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人	員	1,103名	1,102名	1,086名	1,050名	1,054名

委員は、町内会から選出された健康づくりボランティアで、任期は2年

## 地域療育推進事業(療育センター)

### 児童発達支援事業所「てけてけ」

- り 心身に障害やその疑いのある幼児に対し、基本的な生活動作の習得と、集団生活 への適応を目指して、児の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に 応じて適切な指導及び訓練を行うことです。
- 対 **象 児** 津山市内に在住している就学前の幼児(障害福祉サービスにかかる通所給付費の 支給決定を受けていることが必要)。

利用負担額 厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の1割で、利用者負担額上限額内。

#### 内 容

### グループ療育

毎週1回1時間程度

集団への参加、適応を目的とし対人社会性の向上を目指す。

物や人への興味を拡大していく。

遊びの経験を通しルールや他者とのかかわり方を学ぶ。

体の使い方、動かし方を学ぶ。

道具の扱い方、作る楽しさを学ぶ。

### 個別療育

各専門スタッフが幼児の状態に応じた練習のなかで発達を促す。

**心理療法(臨床心理士・保育士)** … 月1~2回各40分

遊びや教材を通じて、興味の拡大や対人関係の改善など社会性の発達、

ソーシャルスキル、認知的な側面についての発達を促す。

言語療法(言語聴覚士)月1回40分

話ことば、ジェスチャー、文字、コミュニケーション全般の発達を促す。

作業療法(作業療法士)月1回40分

日常生活で必要な様々な動作が円滑に行えるよう運動や遊びを通じて働きかける。

### 療育検診

療育を受けている幼児を対象に行う定期検診。

医師(旭川児童院)による診察と訓練スタッフによる発達検査。

診断を行い、今後の療育の方向性を検討する。

#### 年度別療育利用状況

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
療育相談	163 件	198 件	138 件	132 件	104 件
児童発達支援					
月毎件数合計	1,014 人	971 人	972 人	1,017人	994 人
児童発達支援					
延べ件数合計	2,128人	2,324 人	2,541 人	2,364 人	2,416人

<sup>\*</sup>平成23年度までは、児童デイサービス。述べ件数に欠席時対応加算含まない。

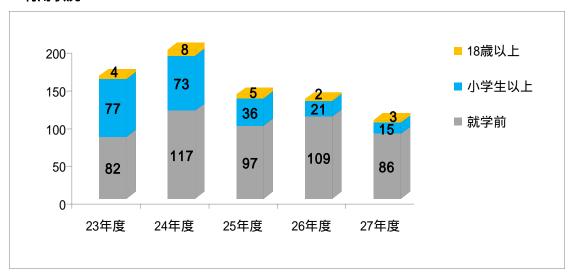
### 療育相談

療育についての総合的な相談対応。

相談は原則 18 歳以下の児童等。

幼児、児童の発達についての不安や悩みへの相談、療育情報の提供を行う。 保育士、幼稚園教諭、学校教諭等への療育相談、技術提供・指導を行う。

### 利用状況



	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
就学前	82 件	117 件	97 件	109 件	86 件
小学生以上	77 件	73 件	36 件	21 件	15 件
18 歳以上	4 件	8 件	5 件	2 件	3 件
合計	163 件	198 件	138 件	132 件	104 件

### 巡回相談

### 目 的

就学前、就学後を通じ、子どもたちが過ごしている園や学校で日常の様子を見ながら対象児の特性に応じた対応方法を共有するため、現場に出向いて相談支援を行います。対象児に関わる担任のみならず、園・学校全体での理解と支援技術の向上を図ります。

巡回相談場所	回数(校数・園数)	人	数(延べ)
幼稚園	1回(1園)		15 人
保育所(園)	8回(6園)		60 人

### 療育研修会

### 目 的

障害のある子どもたちに合った適切な支援は、より良い育ちや自立した生活を送ること、豊かな将来につながる大切なものです。また、生まれ育った地域で安心して暮らしていくためには、障害児とその家族を地域全体で支える意識の醸成やシステム構築が欠かせません。そのため、様々な視点から研修テーマを設定し、適切な支援につながる理解を深め、障害児の健やかな育ちを支援することを目的に開催します。

#### 内 容

子どもたちのより良い育ちを支えるためには、まず保護者自身が安心して相談できる、 現状を共有できる場が必要と考え、保護者同士の交流や意見交換をすることを目的に取り 組みます。

実施時期	対象	内容	参加者数
27.7.6	保護者・支援者	地域ネットカフェ	保護者
		フリートーク	4 人
		・学校での支援についてなど、情報提供も含	支援関係者
		めた話し合い	11 人
27.10.26	保護者	自分・子育て応援プログラム ( ペアレントプ	保護者
		ログラム )	20 人
		・アイスプレイク	支援関係者
		・現状把握票の記入	10 人
		・シェアリング、発表、まとめ	
27. 11.16	   保護者	 自分 · 子育て応援プログラム ( ペアレントプ	 保護者
		ログラム)	16 人
		・アイスブレイク	支援関係者
		・現状把握票の見直し	9人
		・シェアリング、発表	
		・まとめ、子どもへの応用	

## 津山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とあります。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりをすすめております。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、津山市社会 福祉協議会の事業を以下の柱を基本計画としすすめてきました。

#### 基本計画

- 1. 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開
- 2. 住民・団体の自主的参加活動の促進
- 3. 福祉の教育、福祉コミュニティづくり
- 4. 支援を必要とする方への地域福祉活動
- 5. 福祉支援の体制づくり
- 6. 介護保険法、障害者自立支援法による指定事業
- 7. 社会福祉協議会の充実強化

### 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開

- ・ 広報紙の発行・・・・・・・・年4回 全戸配布
- ・ 福祉調査活動の実施
- ・ 情報パンフレットの作製
- ・ 福祉総合相談センター事業・・・ (本所)福祉総合相談 毎月第2水曜日

(加茂)心配ごと相談 毎月第2水曜日

(勝北)心配ごと相談 毎月第3木曜日

(久米)心配ごと相談 毎月20日

- ・ 福祉台帳の整備・・・・・・・・高齢者緊急連絡先表
- ・ 社会福祉大会の開催・・・年1回(秋)開催
- ・ ホームページの開設

#### 住民・団体の自主的参加活動の促進

・ ボランティア講座の開催・・・・・・技能講座 (手話・点字・朗読・要約筆記)

メンタルサポーター養成講座

その他のボランティア講座

- ・ ボランティアグループの育成援助・・24サークル
- ・ ボランティア保険加入助成・・・・347名分
- ・ ボランティア活動の需給調整
- ・ 当事者組織の育成援助・・・・・・津山市介護者の会

津山市認知症の人と家族の会

一人暮らし老人の会「すみれ会」

- ・ 高齢者、障害者の社会参加活動の促進
- NPO団体との連携・・・・・・つやまNPO支援センターへの参画
- ・ おもちゃ図書館の開設・・・・・毎月第1日曜日、第3土曜日

#### 福祉の教育、福祉コミュニティづくり

・ 津山流住民主体の小地域ケアシステム構築事業

<ul> <li>住民主体の地域福祉活動助成事業</li> <li>市民の健康と福祉のまちづくり推進会議との連携</li> <li>緊急連絡カードの設置</li> <li>地域の福祉を考えるつどい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
・ ふれあいサロンの支援・・・・・・・・・・171サロン
支援を必要とする方への地域福祉活動
・ 介護用具の貸し出し・・・・・・・・・・767件
・ 高齢者の料理教室の開催・・・・・・・・・5回
・ さわやかテレホンサービス・・・・・・・・毎週月・火曜日
・ 介護者リフレッシュ事業・・・・・・・・・3回
・ 障害児体験教室・・・・・・・・・・・5日間
・ おめでとう訪問事業・・・・・・・・・・611件
・ 子育て器具の貸し出し事業・・・・・・・・707件
・ 親子クラブへの支援・・・・・・・・・・・17クラブ
(市受託事業)
・ ホームヘルパー派遣事業 ( 高齢者 )・・・・・・利用者延117名
・ 地域包括支援センター・・・・・・・・・・相談件数10,162件
プラン作成延件数10,972件 ・包括6,827件 ・委託4,145件
・ 福祉バスの運行・・・・・・・・・・・・・利用者延2,554名
・ 親子ひろば すくすくの開設・・・・・・・・利用者延16,608名
・ 介護用品支給事業(紙おむつ等) ・・・・・・ 利用者延158名
(県社協受託事業)
・ 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・契約件数52件
・ 生活福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・貸付件数1件
・ 歳末たすけあい運動・・・・・・・・・・・募金額4,685,016円
介護保険事業
・ 介護プラン作成センターの経営・・・・・・・利用者延1,829名
・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・利用者延18,685名
・ 訪問入浴サービスセンターの経営・・・・・・利用者延1,550名
・ デイサービスセンターの経営・・・・・・・利用者延2,025名
障害者自立支援事業
・ 訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・利用者延1,379名
社会福祉協議会の充実強化 ・ 自主財源の確保
・ 白土財源の確保・ 広報活動の強化・
・ 施設の管理運営
(津山市総合福祉会館・津山老人福祉センター・加茂町福祉センター・阿波保健福祉センタ
一・勝北高齢者共同作業所)

## 社会福祉施設等一覧表

平成28年4月1日現在

								平月		
	種	別		施設名		所 在 地	経営主体	認可年月日	定 員	電話
生	活	介		津山市障害者福祉セン 神南備園	ター	大谷600	(福)千寿福祉会	H27.4.1	生活 20	24-9402
救	護	施	設	津 山 広 済	寮	小田中1412	(福)広済会	\$32.11.21	80	22-2606
				三 楽	袁	一方218-1	(福)江原恵明会	H 9. 4. 1	30	22-7347
授	産	施	設	友 楽	荘	一方137-5	(福)江原恵明会	S60. 4. 8	30	23-8333
施 i 生	设 入 / 活	所 支 援 介	• 護	障害者支援施設あす	なろ園	西下1003-1	(福)慈風会	H23.4.1	入所 80 生活 95	36-3606
					施 ひ り	二宮999	(福)津山みのり学園	H21.4.1	入所 80 生活 80	28-0522
				障がい者支援施設み		瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H23.1.1	入所 50 生活 55	26-3118
					施 設 の り	二宮999	(福)津山みのり学園	H21.4.1	入所 30 生活 60	28-0522
				津山ひかり学園ひか	りの杜	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H19.4.1	入所 60 生活 60	26-1091
生	活	、所 支 援 <u>介</u>	護	津山ひかり学園ひか	りの風	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H24.4.1	入所 40	26-1091
生 就 党		介 護 支援 B	· 型	どんぐり	工 房	下高倉西1823-1	NPO法人どんぐりコロコロ	H21.4.1	生活 10 就労 B 10	29-0012
就党	分継 続	支援A				東一宮651-3	NPO法人児島地区 障害者地域活動センター	H25.11.1	20	35-3511
				社 会 就 労 セ ン ワ ー ク ス み	ターのり	二宮999-10	(福)津山みのり学園	H23.4.1	20	28-2515
就 A	労 ・ ・	続 支 B	援 型	津山ひかり学園ひか	りの丘	川崎1566-1	(福)津山社会福祉事業会	A:H27.4.1 B:H19.4.1	就労 A 10 就労 B 40	26-7525
就労	分継 続	支援B	型	ウィッシュラ	ンド	新野東557-2	NPO法人もっこくらぶ	H23.4.1	20	36-7116
				き ぼ う 作 ၨ	業 所	久米川南3083	NPO法人きぼう福祉会	H24.4.1	20	57-9754
				社 会 就 労 セ ン さ く ら ワ ー ク ヒ	タールズ	勝部563	(福)共栄会	H18.10.1	24	31-3221
				社 会 就 労 セ ン セ   ル   プ   弥		勝部609-1	(福)共栄会	H23.4.1	20	24-1588
				就労継続支援作業所		田町115	(医)高見徳風会	H25.10.1	20	22-3192
				就 労 継 続 支 援 B 型 🖣 ホ り イ	事業所 ト	瓜生原322	(福)千寿福祉会	H22.4.1	20	26-3118
				就 労 継 続 支 援 ワ ー ク シ ョ ッ プ	B 型 津山	東新町6	(福)愛徳福祉会	H23.4.1	20	22-4325
				就 労 支 援 セ ン き   ん   か   え	・も	小田中676-1	NPO法人じゃがいもの木	H19.10.1	30	24-2745
					か り	二宮999	(福)津山みのり学園	H23.4.1	20	28-0522
				自 立 支 援 セ ン で あ い 工 房 母	恵 夢	院庄910	NPO法人希福祉会	H20.4.1	40	28-3251
				津 山 し ら う め 共  同  作  業	の会	椿高下99-1	NPO法人津山しらうめの会	H24.4.1	20	24-9012
				トラストワー	クス	二宮646	NPO法人トラストワークス	H19.4.1	30	28-1717
				ふれんど?	久 米	中北下1300	NPO法人ふれんど久米	H24.4.1	20	57-7768
				輪 輪 か け I	ま し	加茂町小中原143	NPO法人かも・かけはし	H23.4.1	12	42-3004
				ワーキングメ	イ ト	上河原210-2-3	N P O法人灯心会	H23.5.1	20	22-0880
共	同生	活 援	助	グ ル ー プ ホ じ ゃ が い =	- ム も 畑	小田中676-1	NPO法人じゃがいもの木	H19.9.1	30	24-2745
				グループホーム母	恵夢	院庄910	NPO法人希福祉会	H25.6.1	7	28-3251
				サンコー		津山口309-2	(福)江原恵明会	H18.10.1	29	23-5355
				指定共同生活援助 姫 山 の	事業 所 里	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H19.4.1	20	26-3118
				みのり共同生活事	事業 所	二宮999	(福)津山みのり学園	H18.10.1	38	28-0522
				メゾンきさ	らぎ	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	H18.10.1	55	26-1091

種 別	施設名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日 定 員	電話
生 活 介 護	津山市障害者福祉センター 神 南 備 園	大谷600	(福)千寿福祉会	H27.4.1 2	24-9402
養護老人ホーム	と き わ 園	井口100-1	津山市	S29. 1. 6 8	22-4973
	塩 手 荘	市場2151	勝田郡老人福祉施設組合	S48. 7. 2 6	36-4992
特別養護老人ホーム	鶯	瓜生原337-1	(福)鶯園	S48. 7.30 11	26-0888
	高 寿 園	下高倉西1581-1	(福)津山福祉会	S56. 3.31 8	29-0115
	サンライフみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	H 7. 6. 1 9	28-1007
	日 本 原 荘	新野東1797	(福)日本原荘	S42. 4.10 11	36-3838
	第 3 日 本 原 荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	S59. 6. 1 5	36-3838
	緑 山 荘	加茂町小中原115	(福)加茂光陽会	S62. 4. 1 6	42-3662
	愛 和 荘	桑下1272-3	(福)愛和会	H7. 6. 2 8	57-9800
	の ど か	神戸262-2	(福)桜楽会	H26.6.1 6	28-8511
		北町44-1	(福)江原恵明会	H26.12.1 6	23-3111
グループホーム (認 知 症 対 応 型 )	グループホームのどか	神戸262-1	N P O 高齢者介護研究会 のどか宅老所	H13. 2. 1	9 28-7555
	グループホームほほえみ	下高倉西549-43	(有)ゼロズ	H12. 9. 1 1	3 29-0078
	グループホームうぐいす	瓜生原331	(福)鶯園	H13.12. 1 1	3 21-8500
	グループホーム愛	桑下1227-2	(福)愛和会	H18.10. 1 1	8 57-8002
	グループホーム生き活き館津山	大谷611-2	(福)生き活き館	H16. 4. 1 1	32-3101
	グループホーム久米	久米川南2551-1	(有)フロンティア	H17. 4. 1 1	8 57-7088
	グループホーム敬愛	東一宮22-10	(有)敬愛	H15.12. 1 1	3 27-7761
	グループホーム国府の里	総社34-1	(福)総社保育園	H17. 9. 1 1	3 23-6650
	グループホーム作楽	神戸571-1	(有)ナイスケアシステム	H15. 8. 1 1	8 28-7110
	グループホームさくらんぼ	日上1468-1	和楽路(有)	H17. 7. 1 1	8 26-8666
	グループホーム淳厚苑		(有)スピリッツ	H15.10.27	9 42-3033
	グ ル ー プ ホ ー ム じーちゃん、ばーちゃんのお家	大谷295-1	(有)すえ広企画	H16. 7. 1 1	3 22-6588
	グループホーム杉宮	杉宮820-1	(福)加茂光陽会	H18. 2. 1 1	8 29-7811
	グループホーム総社	総社309	(福)総社保育園	H15. 9.13 1	3 22-2888
	グループホームねむの樹	高野本郷1691-3	(有)ソウルメイト岡山	H16. 7. 1 1	8 26-3453
	グループホームのどか	下高倉西544-1	(有)のどか宅老所	H16. 8. 1 1	8 29-7787
	グループホーム日だまりハウス	桑下1312-1	(有)翔和	H16. 3. 1	9 57-3020
	グループホーム日だまりハウス別館	桑下1316-1	(有)翔和	H17. 6. 1	9 57-3020
	グループホームみすず	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	H18.10. 1 1	8 26-7370
	グループホーム津山	小田中138-1	(福)鶯園	H19. 6. 1 1	3 22-3988
福祉センター	加 茂 福 祉 センター	加茂町小中原143	(福)津山市社会福祉協議会		42-3311
	阿 波 福 祉 センター	阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会		46-2016
	勝北福祉センター	新野東567	(福)津山市社会福祉協議会		36-6969
	久 米 福 祉 センター	中北下1300	(福)津山市社会福祉協議会		57-8133
老人福祉センター	津山老人福祉センター	皿867	(福)津山市社会福祉協議会	S47. 4.26	28-1781

種 別	施	設 名	所 在 地	経 営 主 体	認可年月日 定 員	電話
老人福祉施設	ふれぁ	いサロン	南新座34	NPOワーカーズコープ	H元. 7. 1	24-3600
	高齢者総合福祉	止施設「めぐみ荘」	加茂町小中原143	(一財)津山市都市整備公社		42-7330
	阿波保健福祉	センター(浴室棟)	阿波1198	(一財)あばグリーン公社		46-7111
	久米高齢者の	生活福祉センター )丘」	桑下1228-6	(福)愛和会		57-8760
その他老人福祉施設	勝北コミュニティ・	ーセンター・老人憩いの	新野東1126-1	津山市		
	老人福祉センタ	ッ−陶芸・木彫のჽ	〒870-3	津山市	\$59. 4. 2	28-1781
	津山市シルバ	バー人材センタ-	- 山北638-1	(社団)津山市シルバー 人 材 セ ン タ -	H元. 4. 1	23-5378
	勝北高齢	者共同作業戶	新野東1126-1	津山市	H3. 3. 30	36-5785
児童養護施設	わ か	ば	二宮128	(福)わかば園	S24. 5.10 70	28-0610
	立 正 ॄ	<b>事業学</b>	西寺町77	(宗)妙勝寺	\$30. 4. 1 30	22-2317
	津 山	二葉	林田1695-3	(福)菜花の里	H 1. 4. 1 50	24-1200
助 産 施 設	津山中	央 福 祉 産 『	完川崎1756	(財)津山慈風会	\$34. 5.22 2	21-8111
幼 稚 園	西 幼	稚	小田中1364-1	津山市	S15. 4. 1 140	22-3624
	東幼	稚	林田767-1	津山市	S28. 4. 1 210	22-2237
	河 辺	幼 稚 国	国分寺1122	津山市	S31. 4. 1 140	26-4003
	大 崎	幼 稚 国	金井11-10	津山市	S31. 4. 1 70	26-3899
	院 庄	幼 稚 国	院庄1041	津山市	\$32. 4. 1 70	28-1364
	鶴 山	幼 稚 国	小田中184	津山市	\$35. 4. 1 210	22-2352
	田邑	幼 稚 国	上田邑11	津山市	H28.4.1から休園中	
	佐良 🛭	山幼稚園	<b>1</b> 11672	津山市	S40. 4. 1 140	28-3169
	高 田	幼 稚 国	下横野1172-5	津山市	S43. 4. 1 70	27-1219
	清 泉	幼 稚 国	<b>菱部393-1</b>	津山市	S44. 4. 1 70	29-2741
	成 名	幼 稚 🏻	野村135-8	津山市	S45. 4. 1 70	29-2727
	二宮	幼稚	二宮1977	津山市	S46. 4. 1 105	28-0686
	加 茂	幼稚	加茂町塔中147-1	津山市	\$39. 4. 1 105	42-3036
	阿 波	幼稚	阿波1788-1	津山市	H25.4.1から休園中	
	明 星	幼稚	平福875-1	学校法人明星学園	\$37.12.13 150	28-1093
	美作大学	:附属幼稚園	北園町75	学校法人美作学園	\$42. 4. 1 205	22-7500
保 育 所	一 宮	保 育 月	東一宮1227	津山市	S24. 8. 1 120	27-0300
	公 郷	保 育 月	加茂町公郷1565	津山市	\$51. 3.31 30	42-2939
	久 米	保 育 月	f 南方中1744-1	(福)江原恵明会	H11. 4. 1 140	57-2501
	倭 文	保 育 月	里公文1754-1	(福)江原恵明会	S27. 4. 1 60	57-3021
	津 山	保 育 国	山下30-6	(福)津山社会福祉事業会	S23. 8. 1 150	22-3376
	作 陽	保 育 国	大谷412-9	(福)作陽保育園	\$49.10. 1 120	22-4446
	城 西	保 育 国	小田中1381-3	(福)津山社会福祉事業会	S41. 4. 1 120	22-2408
	城 北	保育 [	上河原217-5	(福)城北保育園	S46. 5.18 150	23-0353

	種	別		施	設	名		所 在 地	経営主体	認可年月日	定 員	電話
保	Ī	育	沂	津山乳	,児	保育	袁	小田中1380-6	(福)津山社会福祉事業会	\$48. 4. 1	60	22-6942
			ſ	院 庄	保	育	袁	院庄1039-1	(福)院庄保育園	S49. 4. 1	90	28-2475
			ŀ	や よ	<b>い 作</b>	<b>新</b>	袁	勝部343-2	(福)やよい保育園	\$49.10. 1	170	23-0306
			4	総社	保	育	袁	総社27-1	(福)総社保育園	S50. 5.16	110	23-8233
			ī	高倉ひ	かり	保育	袁	下高倉西813-2	(福)高倉ひかり保育園	S51. 8.25	120	29-0276
				田邑	保	育	袁	下田邑114-3	(福)田邑保育園	S51. 5. 7	70	28-2729
				к о к	к о	保 育	袁	津山口327	(福)江原恵明会	S52. 3.31	90	24-1011
			i	高 野 第	=	保育	袁	高野山西553-1	(福)高野福祉会	S52.11. 1	120	26-4368
			-	二宮	保	育	袁	二宮2170	(福)二宮福祉会	S53. 4. 1	90	28-3245
			J	広 野	保	育	袁	田熊2169	(福)広野保育園	S52. 3.31	90	29-0036
			,	林 田	保	育	袁	川崎859-1	(福)林田福祉会	S54. 4. 1	90	26-2130
				大 崎	保	育	袁	西吉田36-1	(福)大崎ゆりかご会	S55. 1. 1	90	26-4977
			I	国分	寺 倪	<b>育</b>	袁	国分寺454-2	(福)河辺福祉会	S55. 4. 1	120	26-2032
			j	城東	保	育	袁	川崎732-3	(福)城東福祉会	S25.10. 1	110	22-3977
			i	高 野	保	育	袁	高野本郷1457-8	(福)高野福祉会	S29. 6.30	180	26-1037
			1	福岡	保	育	袁	横山1232	(福)さつき会	S30. 4. 6	90	22-8053
			j	東津	山伐	系 育	袁	川崎170-1	(福)東津山愛育会	S37. 4. 1	90	26-2100
				田町	保	育	袁	田町29	(宗)日本キリスト教団津山教会	S24. 4.10	60	22-5553
			7	加茂	保	育	袁	加茂町小中原41	(福)郁々会	H23.11.20	70	42-3027
認	定こ	ども	L					新野東600-1	津山市	H28.4.1	48	36-8844
			- 1	幼保連携しらゆ		幼稚	豆	上河原153	(学法)しらゆり学園	H28.3.16	200	24-4711
児	j	童	官	津山市」	立中:	央 児 童	館	山北765	津山市	S53. 4. 1		22-2099
			5	津山市	立南	1 児童	館	横山26-2	津山市	H13. 5. 1		24-4400
			;	津山市」	立加力	茂児童	館	加茂町中原97-1	津山市	S61. 4. 1		42-3168
			;	津山市」	立阿克	波児童	館	阿波1782-1	津山市	H 7. 4. 1		46-2076
児	童	クラ :	ブ <u>!</u>	東小ひま	わりり	見童クラ	ブ	山北740 (東小内)	運営委員会	S46. 7. 1		23-4277
			į	西小のび	のびり	見童クラ	ブ	小田中1360 (西小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		23-8804
			Ī	南小こは	と児	童クラ	ブ	昭和町2丁目73- 1(南小内)	運営委員会	S42. 9. 1		24-3449
			;	津山北小ひ	なづる!	児童クラフ	ĵ	山北238 (北小内)	運営委員会	H 6. 4. 1		23-9245
			,	林田たんほ	ぽ児重	重クラブ		川崎 8 4 2 - 3 (東松原第2会館内)	運営委員会	H 6. 4. 1		23-9367
			Ī	鶴山小学校ひん	よこ児	童クラブ	•	志戸部188 - 1 (民家)	運営委員会	H 7. 4. 1		24-2812
			-	やよいなた	かよし	児童クラ	ブ	大田91-10 (民家)	運営委員会	H 6. 4. 1		35-3500
				向陽ひま	わりり	見童クラ	ブ	二宮608-1 (向陽小内)	運営委員会	H 8. 5. 1		28-8040
				さらって	こ児	童クラ	ブ	Ⅲ675-3 (佐良山公民館内)	運営委員会	H 9. 4. 1		28-5558
			-	一宮小あま	うぞら	児童クラ	ブ	東一宮87-1 (一宮小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2720
			i	高田小げ	んきり	見童クラ	ブ	下横野1075 (高田小内)	運営委員会	H 9. 4. 1		27-2671
			i	たかの	児童	i クラ	ブ	高野本郷1459-1 (民家)	(福)高野福祉会	H 6. 4. 1		26-1037

	種	別			ħ	施	設	名	<u> </u>		所 在 地	経営	主	体	認可年月	目	定員	. <b>電</b>	話
児童		ל ל	, ブ	河	辺	小り	見 童	<b>り</b>	ラ		国分寺505 (河辺小内)	運営委員会			H 9. 4.	. 1		21	-0211
				大	崎	児	童	ク	ラ		金井76 (大崎小内)	運営委員会	ŧ		H 6. 4	. 1		26	5-5102
				広	野	児	童	ク	ラ		田熊2169 (広野保育園内)	(福)広野保	育園		H12. 4.	. 1		29	0-0036
				清	泉	児	童	ク	ラ	ブ	堀坂254-6	(福)広野保	育園		H27. 4.	. 1		29	7520
				地域	児童	<b>直健全</b>	育成	施設和	つらべ		林田1695-3	(福)菜花の	里		H13. 4.	. 1		31	-1700
				成	名	児	童	ク	ラ		野村135-2 (成名小内)	運営委員会	:		H15. 4.	. 1		29	9-1811
				高倉	きわ	くれ	)   	見童·	クラ		下高倉西12 (高倉小内)	運営委員会	<b>:</b>		H17. 4	. 1		29	)-1118
				勝力	口茂	放誤	関後り かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	見童·	クラ	7	(膀加戊小内)	運営委員会	:		H16. 7	. 1		29	-3467
				か:	ŧ	っこ	児:	童ク	ラ		加茂町塔中80 (加茂小内)	運営委員会	:		H16. 4	. 1		42	2-2553
				学	童	保育	育 E	本	原	荘	新野東1787-17	(福)日本原	荘		H15. 4	. 1		36	3-3838
				放課	後児	童健:	全育成	セン	ター津	Щ	<b>Ш</b> 3比471	(財)神伝流流	聿山遊	泳会	H18. 4	. 1		32	2-0439
				誠	道	児	童	ク	ラ	ブ	宮尾471-1 (久米ふれあい学習館内)	運営委員会	•		H19. 4	. 1		57	'-3012
				秀実	つ子	アいき	いき	児童グ	フラブ		里公文1676-7 (倭文ふれあい学習館内)	運営委員会	<b>.</b>		H19. 4	. 1		57	7-3730
				ち	び:	っこ	仙	人ク	ラ	ブ	宮部下860-1 (大井東ふれあい学習館内)	運営委員会	•		H20. 4	. 1		57	'-9303
				さ・	< E	5 o :	子 児	童!	フラ	ブ	神戸322	運営委員会	•		H21. 4.	. 1		28	3-2250
794 A									フラ	_	坪井上32-12 (大井西ふれあい学習館内)	運営委員会			H21. 4.	. 1		57	'-2410
障 害 划		日 年 事 第	i — 時 <b>後</b> 所		流	施設	) <i>1</i> 3\ 1	れあ あ	いの	丘 い	紫保井904-5	N P O 法人 の <u>丘</u> ゆうあ		あい	H11.3.	13	3	) 22	2-5635
老 人	保	健	施設	弥		生		ケ		丘	沼683-1	(社医)高原	見徳風	会	H元.4	.26	9	7 24	-5555
				ケ	ア	ガ -	- テ	・ン	津	Щ	河辺332-1	(医)蘭和会	:		H10.12	. 2	5	21	-7711
				の		ぞ		み	:	苑	川崎1307	(医)東浩会	•		H 5.12	.13	5	26	6-8877
				津L	山ナ		シン	グ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	ħ − .	ム	野介代1656-1	(福)日本原	荘		H 8.11	. 1	9.	2 31	-7111
				加	j	芠	松	寿	F	袁	加茂町中原61	(医)慈恵会	:		H 8. 6	. 1	1	4 42	2-4800
				おぃ	とた	この	学 杉	<b>5</b> 10	引山:	校	日本原352	(社医)清風	.会		H 2. 4.	. 2	3	36	3390
				サ	ン	ホ -	- <i>L</i>	、つ	42	ま	田町27	(医)西下病	院		H21. 4.	. 1	2	22	2-5104
有 料	老力	人ホ	<b>–</b> Д	白			梅			寮	瓜生原535-2	(福)鶯園			S62.11	. 6	6	26	8-0888
				ユ	ウ	ュ	ウ	Л	ウ	ス	下横野2604-2	(株)ダンケ	-		H19. 3	. 1	3	27	<b>'-7500</b>
				特	定	施	設	0	ど	か	神戸262-1	(有)のどか	宅老月	所	H20.10	. 1	2	28	3-7474
				サ	ン	ホ -	- <i>L</i>	お	お	だ	大田83-5	(医)西下病	院		H20.10	. 1	2	1 32	2-9150
				ア -	- J	バン・	ライ	フニ	_ 階	町	二階町23-3	(財)津山	慈風:	会	H21.5	.1	2	35	5-2000
				ュ	ウ :	ュゥ	Л	ウス	中	島	中島179-1	(株)ゆう	ゆう		H22. 3	. 1	3	28	3-7100
				±		居		の		里	下高倉西2370-1	(有)土居	の里		H19. 9	. 1	1	1 29	9-2734
				サ	ン	・オ	_	クス	、津	Щ	紫保井1463-1	(株)両備へ	ルシー	ケア	H23. 5	. 1	4	3 20	)-1515
				特	定	施	設	蓉	厚	苑	加茂町塔中105	(有)スピリ	ッツ		H24.3	.1	2	42	2-2125
軽 費	老ノ	人亦	<b>–</b> Д	1	_	I,	スカ	î –	デ	ン	津山口307	(福)江原恵	明会		H元.9	. 1	5	25	5-2000
				第	2	E	] 2	<b>‡</b> /	原	荘	新野東1798-1	(福)日本原	荘		S56. 4.	. 1	5	36	3-3838

種別	施設名	所 在 地	経営主体	認可年月日 定 員	電話
ケアハウス	サンシティうぐいす	国分寺988-1	(福)鶯園	H 4. 4.20 50	26-8100
	ケアハウス北辰	林田1664	(福)菜花の里	H12. 4. 1 50	31-2350
	ケアハウスオークパーク	一方216-3	(福)江原恵明会	H14. 9. 1 50	23-0989
	ケアハウス上河原	上河原344-1	(福)福愛会	H17. 9. 1 50	32-1150
津 山 市 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー		山北520	(福)津山市社会福祉協議会		23-1004
	東 部 サ ブ セ ン タ -	瓜生原331	"		26-7822
	西部サプセンター	二宮999	"		28-4135
	南 部 サ ブ セ ン タ -	一方140	"		31-1135
	北部サプセンター	沼683-1	"		35-0377
	中央部サブセンター	山北520	"		23-1004
	加 茂 サ ブ セ ン タ -	加茂町小中原143	"		42-5135
	勝 北 サ ブ セ ン タ -	新野東1788-12	"		36-6135
	久米サブセンター	中北下1300	"		57-2135
障害者地域活動 支援センター	ネクスト津山	津山口308-5	(財)江原積善会	H14.10.1 登録制	22-1177
児 童 発 達 支 援 ・ 放課後等デイサービス	児 童 発 達 支 援 事 業 所 ラ ル ー チ ェ め ぐ み	川崎594-5	(福)津山社会福祉事業会	H27.3.1 10	35-3708
	児 童 発 達 支 援 セン タ ー キ ッ ズ み の り	二宮918	(福)津山みのり学園	H24.4.1 20	28-3413
児 童 発 達 支 援	児 童 発 達 支 援 事 業 所 あ ゆ み	小田中1857-7	(福)津山みのり学園	H24.4.1 10	35-2122
	児 童 発 達 支 援 事 業 所「 て け て け 」	山北800	津山市	H24.4.1 20	32-2174
放課後等デイサービス	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス socio	金井27-1	(福)大崎ゆりかご会	H25.6.1 10	26-2477
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 事 業 所 L i e b e	総社58-7	(福)鶯園	H26.4.1 10	32-6488
会 館	津山市福岡会館	横山1232-1	津山市	S35. 4. 1	22-2828
	津山市加茂中原会館	加茂町中原87-1	津山市	S57. 4. 1	42-3224
	津山市公郷会館	加茂町公郷1604-7	津山市	S57. 4. 1	42-3269
	津山市大久保会館	久米川南2902	津山市	S46. 4. 1	57-2351
	津山市柳会館	南方中556-2	津山市	S56. 4. 1	57-2474

# 津山市の高齢者人口の推移

(2月1日現在。ただし17年については3月1日現在。)

			<u> 現在。 ただし17年につ</u>	
年	総人口(人)	65歳以上 高齢者数(人)	65歳以上の 比率	65歳以上の寝た きり(人)
3	88,538	12,948	14.62%	230
4	89,020	13,404	15.06%	235
5	89,290	13,835	15.49%	143
6	89,484	14,375	16.06%	289
7	89,722	14,848	16.55%	256
8	89,853	15,396	17.13%	283
9	90,042	15,816	17.57%	315
10	89,983	16,314	18.13%	306
11	90,023	16,795	18.66%	300
12	90,085	17,102	18.98%	308
13	90,280	17,572	19.46%	284
14	89,894	17,993	20.02%	261
15	90,100	18,436	20.46%	312
16	89,894	18,812	20.93%	261
17	111,582	25,292	22.76%	1,518
18	111,376	25,712	23.09%	1,832
19	110,963	26,107	23.53%	1,044
20	110,392	26,342	23.86%	1,150
21	109,601	26,569	24.24%	1,146
22	108,708	26,954	24.79%	1,320
23	107,914	26,867	24.90%	1,413
24	107,271	27,104	25.27%	1,461
25	106,364	27,816	26.15%	1,506
26	105,442	28,626	27.15%	1,363
27	104,622	29,301	28.01%	1,531
28	103,774	29,696	28.62%	1,488

<sup>\*65</sup>歳以上の寝たきり高齢者の人数は、平成16年までは実態調査によるもの、平成17年以降は要介護認定調査結果によるものです。

平成28年度中に100歳を迎える人 100歳以上の人(平成28年4月1日現在)

32人 82人

# 津山市児童人口の推移

年 度	総 人 口 (4月1日現在)	1 8 歳未満 の人口	1 8 歳未満 の比率	出 生 数 (3月31日現在)	合計特殊出生率
6	89,191人	20,372人	22.84%		
				,	4 70 1
7	89,329人	19,958人	22.34%	,	
8	89,244人	18,268人	20.47%	1,000人	1.67人
9	89,613人	19,261人	21.49%	942人	1.53人
10	89,450人	18,812人	21.03%	961人	1.52人
11	89,672人	18,571人	20.71%	968人	1.53人
12	89,623人	18,288人	20.41%	954人	1.62人
13	89,988人	18,084人	20.10%	1,020人	1.71人
14	89,880人	17,847人	19.86%	974人	1.67人
15	89,864人	17,565人	19.55%	951人	1.56人
16	89,894人	17,380人	19.33%	915人	1.66人
17	111,149人	20,531人	18.47%	1,087人	1.57人
18	110,911人	20,173人	18.19%	1,040人	1.61人
19	110,454人	19,852人	17.97%	1,068人	1.59人
20	109,718人	19,539人	17.81%	1,026人	1.61人
21	108,898人	19,261人	17.69%	953人	1.56人
22	108,139人	18,947人	17.52%	979人	1.71人
23	107,387人	18,706人	17.42%	938人	1.62人
24	106,628人	18,409人	17.26%	935人	1.69人
25	105,762人	18,112人	17.13%	880人	1.62人
26	104,958人	18,805人	17.92%	850人	1.68人
27	104,108人	17,498人	16.81%	900人	-

【資料】人口・出生数(平成20年度~):市市民課、合計特殊出生率:岡山県衛生統計年報

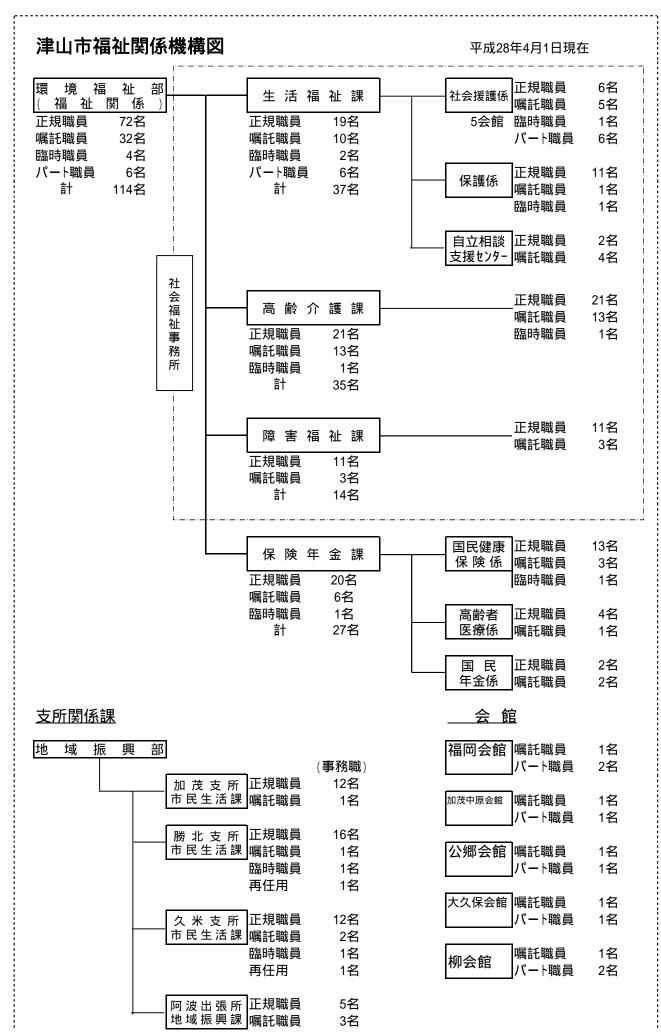
# 環境福祉部職員職種別一覧表 (福祉関係)

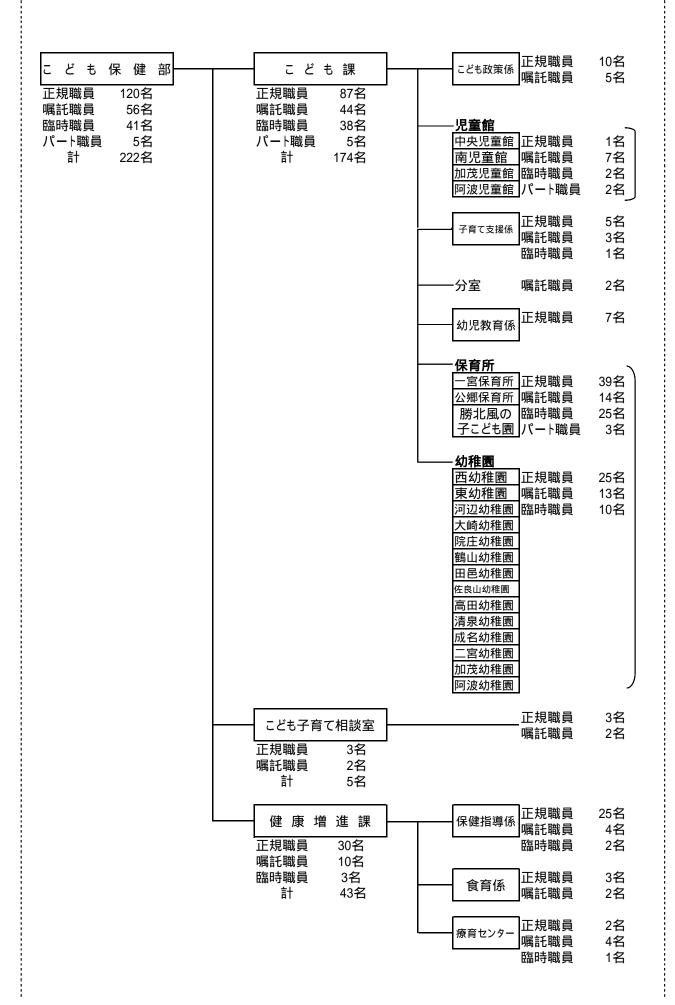
	57	/\	ı												1日現	在
	× ×	分	÷n	管	理	職		15:	— A			r=		D 他		<i>h1</i> .\
			部	次	課	課長		係	主	そ		嘱	臨	パー		総
			長	長	長	補	計	長	任	の	計	託	時	۲	計	÷L
日女!\ 	í£		級	級	級	佐 級		級	級	<i>(</i> 14)		職員	職員	職員		計
職		±1					47			他	<b>54</b>				40	440
		計	1	2	4		17		26	16		32	4		42	113
事	<u>務</u>	職.	1	1	3		14	12	23	15	50	9	3	6	18	
保	健	師	_	1	1	1	3	-	3	1	4	3	-	-	3	10
看	護	師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
助	産	師	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
栄	養	<u>±</u>		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	_	
保	育	土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
調	理	員	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		_
支	援	員		-	-	-	-	-		-	-	5		-	5	5
介	護	員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_
作	業療	法 士	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心	理	土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ピア	カウン	セラー	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-
母	子相	談員	-	-	-	ı	-	-	-	ı	•	-	-	_	-	-
家庭	₤児童≉	相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_
児	童 厚	生 員	-	-		1	,	-	_	-	,	-	_	-	-	-
		指導員	-	-	-	1	-		_	-	-	-	_	-	_	_
		訳者		-	-	1	_	-	_			2	_	_	2	2
		導員		_	_	-	_	_	_	-		_	_	_	_	_
管	<del>口,归</del> 理	人	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_		_
運	—— <u>垤</u> 転	手	_			-										_
	<u>料</u> 間 <u>監</u>			-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	_
			-	-	-	-	-	-		-	-	-		-	-	
		援員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	<u>間介</u>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		点検員		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
		替業務		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介語	護認定	調査員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	12	12
生	活 指	導 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_

## こども保健部職員職種別一覧表

平成28年4月1日現在 区分 管 理 職 一般職 その他 総 部 次 課 課 係 主 そ 嘱 臨 パ 長 時 託 補 長 長 長 計 長 任 **ത** 計  $\vdash$ 計 職 職 計 職 佐 級 職種 級 級 級 級 級 他 員 員 員 11 計 23 28 36 33 97 56 41 102 222 3 務 職 5 6 10 19 34 事 健 師 2 保 3 6 8 5 14 3 23 護 師 助 産 師 1 養 3 11 士 12 22 37 8 16 31 69 育 理 員 5 8 幼稚園教諭 3 13 23 13 8 21 49 護 員 作業療法士 理 ピアカウンセラー 母子父子相談員 児 童 相 談 員 家庭児童相談員 2 児童厚生員 11 2 通級指導員 2 児童クラブ指導員 ファミリーサポートセンタ コーディネータ 手 話 通 訳 者 療育指導員 理 手 転 夜 間 監 視 員 夜 間 介 護 員 レセプト点検員 レセプト並替業務 介護認定調査員 生活指導員 保育従事者 生 活 支 援

こども保健部外の兼務職員を除く





保育所			幼稚園		
一宮保育所		(事務職1、保育士11、栄養士2、 調理員1)	西幼稚園	正規職員 嘱託職員	1名 2名
嘱託職員 臨時職員 パート職員	11名	(保育士2、調理員1) (保育士9、保育従事者1、調理員1) (保育士)	東幼稚園	正規職員 臨時職員	3名 3名
公郷保育所 正規職員 嘱託職員 臨時職員	2名	(保育士) (栄養士1、調理員1) (保育士)	河辺幼稚園	正規職員 嘱託職員	1名 2名
勝北風の 子こども園 嘱託職員 臨時職員	9名	(事務職1、保育士17、栄養士2) (保育士6、調理員3) (保育士10、事務員1、調理員1)	大崎幼稚園	正規職員 嘱託職員	2名 1名
パート職員		(保育士)	院庄幼稚園	正規職員 嘱託職員	1名 2名
			鶴山幼稚園	正規職員 臨時職員	3名 3名
			田邑幼稚園	(休園中)	
			佐良山幼稚園	正規職員 嘱託職員	2名 1名
			高田幼稚園	正規職員 臨時職員	3名 1名
<u>児童館</u>			清泉幼稚園	正規職員 嘱託職員	1名 2名
中央児童館 嘱託職員 臨時職員	3名 0名		成名幼稚園	正規職員 嘱託職員 臨時職員	2名 1名 1名
南児童館 <sub>正規職員</sub> 嘱託職員 臨時職員	1名 2名 1名		二宮幼稚園	正規職員 嘱託職員 臨時職員	3名 1名 1名
加茂児童館嘱託職員臨時職員	2名 1名		加茂幼稚園	正規職員 嘱託職員 臨時職員	3名 1名 1名
阿波児童館パート職員	2名			<b>Ⅲ₩Ⅵ稅</b> 另	110
			阿波幼稚園	(休園中)	